

平成 2 3 年 第 3 回 定例会  
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成23年第

定例会会議録

招 集 日 平成23年 3月 4日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成23年 3月 9日 午前10時00分

延会日時 平成23年 3月 9日 午後 4時26分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学 校 教 育 課 長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	社 会 教 育 課 長	徳田 博一	○
行政経営推進室長	金 一 昇	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	選 管 局 長	林 伸行	○
住民生活課長	山口 善勝	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課主幹	伊藤 同	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
保健福祉課長	鶴田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
特 養 園 長	鈴木 悦郎	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	○			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	○			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建 設 課 主 幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	伊藤 泰広	○			
企画財政課財政主査	横山 智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○

事務局主査	石川 篤	○			
-------	------	---	--	--	--

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 藤原 英男 8番 山内 彬
2			会期の決定	自3月9日 14日間 至3月22日
3			諸般の報告	
4			町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明	
5	同意	2	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
6	議案	4	津別町情報通信基盤施設条例の制定について	
7	〃	5	津別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	6	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	7	津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	8	津別町公園条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	9	津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	10	津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	11	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（相生総合交流ターミナル施設）	
14	〃	12	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（堆肥製造施設）	
15	〃	13	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別21世紀の森キャンプ場等）	
16	〃	14	平成22年度津別町一般会計補正予算（第6号）について	
17	〃	15	平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
18	〃	16	平成22年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について	
19	〃	17	平成22年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	
20	〃	18	平成22年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
21	〃	19	平成22年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について	
22	〃	20	平成22年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	
23	〃	21	平成22年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
24	〃	22	平成22年度津別町上水道事業会計補正予算（第4号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	議案	23	平成23年度津別町一般会計予算について	
26	〃	24	平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
27	〃	25	平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計について	
28	〃	26	平成23年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
29	〃	27	平成23年度津別町介護サービス事業特別会計予算について	
30	〃	28	平成23年度津別町下水道事業特別会計予算について	
31	〃	29	平成23年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
32	〃	30	平成23年度津別町上水道事業会計予算について	
33	報告	5	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	
34	〃	6	例月出納検査の報告について(平成22年度1月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 23 年第 3 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

7 番 藤 原 英 男 君                      8 番 山 内      彬 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

3 番、茂呂竹委員長登壇願います。

○3 番（茂呂竹裕子さん） [登壇] おはようございます。ただいま上程されました会期についてですが、議長より指名を受けましたので議会運営委員会における協議の結果についてご報告いたします。

3 月 4 日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は、同意案件が 1 件、条例案 7 件、単行議案 3 件、補正予算案 9 件、新年度予算案 8 件、報告 2 件、計 30 件の内容であります。これに要する会期について当委員会で検討した結果、お手元に配付しました会期予定表のとおり第 3 回定例会

の会期は、3月9日から3月22日までの14日間と決めました。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告ありましたように、本定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間に決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名はお手元に配付している説明員の出席に関する報告のとおりであります。職務の都合により一部異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出があり

ますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。町政方針ですけれども、一つ誤字がございましたので先に訂正をお願いしていただきたいというふうに思います。

町政方針の7ページでございます。7ページの中間ほどに太い字で5の住民と協働のまちづくりというのがありますけれども、そこから2行上になります。純資産変動計画書というふうにありますけれども、これは計算書でございますので、訂正をよろしくお願いたしたいというふうに思います。

それでは、町政方針を述べさせていただきます。

## 1. はじめに

本日ここに平成23年度予算の審議をいただく第3回津別町議会定例会の開会にあたり、予算案の提出とともに町政執行に対する所信を述べさせていただきます、町議会並びに町民の皆さんのご理解とご協力をあらためてお願い申し上げる次第であります。

さて、本町の基幹産業である農業は、昨年、天候不順や疫病により主要作物である小麦、馬鈴しょ、甜菜、玉ネギともに大幅な収量減となりましたが、畑作共済金の補填と玉ネギの全国的な品薄状態から価格が高騰したため、全体では平年に近い収入が確保されました。

林業・林産業については、個人住宅の建設が上向きとなり、やや明るさを取り戻してきていますが、レジャーや外食産業に依存する経木の生産は、リーマンショック前に比べ約3割の減産となり、依然厳しい状況が続いています。

建設土木業は、国の景気浮揚策による各種臨時交付金を財源として、建築工事を中心とする公共事業の受注増により、町内経済に活気をもたらしています。

本町の町づくりの基本となるものは、多くの町民が長い時間をかけてつくり上げ、それを10年間の指針とした「第5次総合計画」であり、本年度は平成22年度から26年度の前期実施計画期間の2年目となりますが、この計画に連動する中期財政計画とともに一つ一つ着実に事業を実施してまいります。

## 2. 公約の推進

### ①中心市街地の活性化

まちづくりの拠点となる津別町多目的活動センターが4月にオープンすることから、まちづくりセンター運営協議会と連携し、このセンターを中心に「町は舞台、町民が主役」のまちづくりを進めてまいります。

また、中心市街地活性化プロジェクトは、商工会・農協をはじめとする経済団体や先進的な活動を行う団体と中心市街地活性化協議会を設立し、空き店舗対策など具体的な事業の調査検討に着手し、効果的な助成制度などの方策を策定してまいります。

### ②廃屋対策

景観や防犯上の問題のみならず、中心市街地活性化プロジェクトとも連動するため、市街地における廃屋の調査、対象物件の設定、助成要件などを検討してまいります。

### ③ご当地グルメの開発

有機牛肉と津別産野菜を組み合わせた新しい商品の検討や森林セラピー弁当のPRなど、既に取り組みを開始しているものを大事にしながら、総合計画の地場産業活性化プロジェクトを推進してまいります。

### ④こども園と子育て支援センター併用施設の開設

保育所については、引き続き適切な保育サービスを提供しながら、平成26年4月からの新たな施設の開設を目指し、施設のあり方も含め本年度において基本的な方向を決定するための検討を進めてまいります。

### ⑤観光事業の充実

上里の町民の森自然公園周辺を森林セラピー基地とすることについては、本年4月に認証となる予定であることから、特に都会での生活者に対し、ストレスを解消し、健康増進やリラックス効果をもたらすプログラムをPRし、多くの方に認知されるよう取り組んでまいります。

また、NPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟することを一つの目標として、加盟町村の視察なども行い、当面花を中心とする取り組みを進めるとともに、津別峠やチミケツ湖など豊かな自然景観を有効に活用し、多くの観光客を誘致するため、さまざまなイベント等への支援を行ってまいります。

#### ⑥事務事業の民間委託等

特別養護老人ホームいちいの園等の民間移譲、町営バスと町道維持管理業務の民間委託等について、昨年12月に庁内に組織した外部委託検討委員会から報告を受けた内容を基本に、それぞれ目標年度を設定し、4月以降具体的な取り組みを開始してまいります。

#### ⑦住民満足度の定点調査

本町のさまざまな施策等について町民の皆さんがどのように感じ、どの程度の満足感をもっているかを本年度より毎年アンケートを行い、今後の住みよい町づくりの参考とするため、本年度は秋ごろに実施したいと考えています。

#### ⑧議会のインターネット中継

所信表明で述べましたように、住民との情報を共有した町づくりの一環として、議会各位のご協力のもと検討させていただきたいと考えています。

### 3. 地域振興

#### ①人づくりの推進

第5次総合計画のまちづくりの基本施策を実行するためには、地域リーダーの育成や団体の活性化が重要であることから、これまで実施してきた「人づくり研修事業」を団体への支援まで拡大し、助成審査委員会を設けて、さらなる人づくり・まちづくりを進めてまいります。

#### ②指定管理者の活用

昨年度より森の健康館及び山村体験宿泊施設は、「ランプの宿森つべつ」として新たな指定管理者である株式会社アンビックスが運営しておりますが、厳しい経営環境下にあることから、相互に協力し合いながら利用拡大に努めてまいります。

グレステンスキー場、21世紀の森キャンプ場、相生総合交流ターミナル及び堆肥製造施設については、平成22年度をもって指定管理者の指定期間が満了となりますが、引き続き3年間、現在の指定管理者を選定し、施設の効率的な運営を進めてまいります。さらに、効率的な公共施設の管理を行うために、指定管理者制度の活用できる施設の検討を行ってまいります。

### ③ふるさと会の活用

本町の応援団である「東京つべつ会」については、結成20年を経過し、役員のなり手がいないという課題を抱えていますが、引き続き役員の皆さんと会の充実に努めてまいります。

また、こうした組織を通して、ふるさと納税にご協力いただけるよう取り組みを進めてまいります。本年度よりふるさと納税協力者に対し、若干の特産品を贈呈することといたします。

### ④定住対策

人口減少防止対策の一つの手段として旧町長公宅を活用し、短期・長期の滞在を促進する交流居住事業を進めるとともに、住宅建設に対する助成制度のPRや空き家情報を充実させ、定住に向けた取り組みを進めてまいります。

### ⑤交流の推進

姉妹都市である南アルプス市や、民間を含めて長く交流のある船橋市との交流事業を積極的に推進してまいります。

また、台湾二水郷との交流は、現在相手方の事情により中断しておりますが、本年は中華民国建国100周年という節目の年でもあることから、台北駐日経済文化代表処札幌分処と連絡を取りながら交流を再開させたいと考えています。

国内・国外のさまざまな分野での相互交流により、本町の活性化や教育振興につながる取り組みとなるよう進めてまいります。

#### 4. 行政改革

昨年3月、津別町行政改革推進委員会より簡素で効率的な活力あるまちづくり、災害に強いまちづくり、事務事業等民間委託の推進などの意見が付された新行政改革大綱推進計画の答申を受け、これを第5次総合計画期間に連動させ、平成22年度から10年間の津別町行政改革大綱推進計画改訂版といたしました。

本年度は、この計画の前期5年計画の2年目となりますが、引き続き行政改革を積極的に進めてまいります。

また、分権・地域主権改革の進展に伴い、行政需要はさらに複雑・多様化しており、これまで以上に質の高い行政運営が求められることから、職員のスキルアップをはじめ、限られた人員で職員個々の能力を可能な限り引き出し、活用していけるよう引き続き計画的な研修を通して組織の充実と体質強化を図ってまいります。

公会計の整備については「基準モデル」を活用し、財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計画書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成し、住民へのわかりやすい公表、内部管理への活用を図ってまいります。

#### 5. 住民と協働のまちづくり

行政が公共・公益的なサービスのすべてを提供することが困難になる中、町民の皆さんと行政が共通する目的のもとに、公益的な活動を行う住民協働社会の実現を目指す仕組みづくりを進めてまいります。その一環として、平成16年より地域と行政のパイプ役として地域担当連絡員を配置し、パートナーシップの構築を図ってきたところですが、引き続き住民参画・協働社会の実現に向け、自治会組織など関係団体と連携するとともに、パブリックコメント制度の導入に向けた取り組みを進めてまいります。

#### 6. 安全・安心なまちづくり

##### ①交通安全と防犯

交通安全については、昨年3月20日に発生した死亡事故により、ゼロ日達成日数は1,274日で途切れましたが、新たに事故死ゼロ500日を当面の目標として、交通ルールの遵守、モラルの徹底など啓発活動を継続し、町民総ぐるみの交通安全運動を推進してまいります。

また、犯罪の凶悪化・低年齢化が進み、薬物乱用についても拡大していることから、津別町青少年問題協議会をはじめ各関係機関と連携を図りながら未然防止に取り組んでまいります。

防犯活動では、犯罪の起きにくい、起こしにくい地域環境を目指し、防犯協会やボランティア関係団体と連携し、老朽化した街路灯の改修なども行い、安全で安心な地域社会を構築してまいります。

## ②災害対策

災害のない安全・安心なまちづくりを進めるため、自主防災組織の設立支援や防災訓練を継続して実施するほか、要援護者リストを作成整備し、いざという時に自治会、関係機関、団体等の応援協力が得られる防災体制づくりを進めてまいります。

また、火山噴火対策については、雌阿寒岳火山防災会議協議会など、周辺市町村や関係機関と連携しながら対応してまいります。

## ③情報インフラの整備

2か年を要した光ファイバ網の整備が平成22年度末で終了し、全町におけるテレビ難視聴の解消とインターネットの高速通信が可能となりました。こうしたことから、今後、地域情報化の推進にあたっての基本的な考えや施策を体系化し、計画的に事業を進めていくための指針となる地域情報化計画の策定を進めてまいります。

## 7. 福祉のまちづくり

### ①高齢者・障がい者支援

高齢者福祉については、「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の最終年となることから、地域包括支援センターを中心に認知症対策をはじめとする介護予防

の取り組みや、要介護者に対して適切な介護サービスを提供するとともに、新たな第5期計画を策定し、引き続き安定した制度運営に努めてまいります。

障がい者福祉については、「障害者計画」及び「障害者福祉計画」に基づき、障害者自立支援協議会などと連携しながら介護給付・訓練等給付事業や地域支援事業などを行うとともに、本年度よりバス無料乗車券と重度身体障害者無料タクシー券について、新たに知的障害者及び精神障害者を対象とすることとします。また、NPO法人など福祉団体に対する支援も行いながら福祉の増進を図ってまいります。

## ②子育て支援

子育て支援については、「次世代育成支援対策推進行動計画後期計画」に基づき、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長するよう各種のサービスを提供してまいります。

## ③健康と医療

健康づくりについては、がん検診をはじめとする各種検診事業や予防接種、健康教室や相談事業などに取り組むとともに、母子保健についても、子宮がん等予防接種や妊婦健康診査の助成継続、乳幼児健診などを通して、健康の保持と増進を図ってまいります。

医療については、町立病院の役割を担っていただいている津別病院に対する支援を継続するとともに、地域医療の抱える問題を共有し、連携して住民に密着した地域医療を安定的に確保できるよう努めてまいります。

## ④保険制度

国民健康保険については、伸び続ける医療費のもとで、新たな運営方法も含め制度の検討が国において続けられていますが、本町においては、特定健診や特定健康保健指導などによる医療費の削減をはじめ、保険税収納率の向上や医療費適正化などの対策に取り組み、安定的な国保財政の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険についても、当分の間、現行制度が継続されることから適切な

業務運営を取り進めてまいります。

#### ⑤介護サービス

本町が実施する介護サービス事業は、短期入所を含む特別養護老人ホーム、デイサービス、介護支援、介護予防の4事業で、保健・医療・福祉の関係機関と連携を図り、民間移譲の検討も進めながら、入所者や家族が良質で安心してサービスを受けられる体制づくりを積極的に進めてまいります。

### 8. 環境に配慮したまちづくり

#### ①一般廃棄物対策

最上クリーンセンターの老朽化により、平成22年4月から可燃ごみを大空町の焼却施設へ搬入し、大空町の生ごみを本町に搬入する広域処理を町民の皆さんのご理解とご協力のもとに進めているところです。

今後も、本年度に改定する「津別町一般廃棄物処理計画」に基づき、ごみの減量化と分別回収を促進し、リサイクル率の向上による一般廃棄物最終処分場への投入量の減量化及び施設の延命化を進め、さらに資源循環型社会へ向けた意識の高揚を図り、リサイクルとできるだけごみを出さない運動を環境衛生推進協議会とともに進めてまいります。

#### ②地球温暖化防止対策

平成20年6月に策定した「津別町地球温暖化対策実行計画」により、津別町役場及び関連施設から発生する温室ガス排出量を抑制する取り組みを進めていますが、その一環として木質ペレットボイラーを導入したことなどにより、平成21年度において二酸化炭素の排出量を12.9%削減し、削減数値目標6%を2年間で2倍以上の達成を果たしたところです。今後におきましても引き続き排出量の抑制に努めてまいります。

また、ペレットストーブや太陽光発電施設の導入に対する助成制度を本年度も継続し、一般家庭における地球温暖化の取り組みが促進されるよう努めてまいります。

### ③共同墓地の整備

町内には12の共同墓地がありますが、本年度は本岐共同墓地内に階段を設置し、参拝通路の環境整備を行い、次年度以降、順次相生共同墓地、津別共同墓地の整備を進めてまいります。

## 9. 一次産業の振興

### ①農 業

国は、日本の農業が壊滅的な打撃を受けることが予想されるTPPへの参加を目指し、既に日豪EPA交渉を再開したところです。国内対策が十分でない中、本年度より本格実施となる戸別所得補償制度において、現在の面積払い7割、数量払い3割から、10アール当たり2万円の面積払いと実績に基づく数量払いへの仕組みに変更することとしています。

こうしたことから、本年度より安定的な生産数量の確保と品質向上を図るため、小規模土地改良事業（暗渠排水整備）に対する補助を復活させ、農家に対する支援を行ってまいります。また、国営農地再編整備事業についても、生産基盤の整備水準の均一化と農地の集積を図るため、地区調査を進めてまいります。

鹿害対策については、昨年度より実施している侵入防止柵の再整備を、本年度は25キロメートルとして引き続き進めてまいります。

循環型農業の推進については、環境への負荷を減らしたクリーン農業・有機農業の拡大に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

また、修学旅行生を中心としたグリーン・ツーリズムの受け入れについては、昨年は宮崎県で発生した口蹄疫の関連からすべて中止となりましたが、本年度は再開できるよう運営協議会と連携して進めてまいります。

さらに、昨年「食料・農業・農村基本計画」が見直され、食料自給率の向上や農業の多面的機能の発揮などが計画されたことから、これらに対する各種施策等を活用し、地域の実情に即した農業施策を進め地域農業の活性化に努めてまいります。

### ②林 業

政府は、国内林業の基盤づくりと需要拡大により、10年後の木材自給率を50%以上とする「森林・林業再生プラン」を作成し、新成長戦略において21の国家プロジェクトの一つに位置づけ、昨年10月には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されるなど、国産材時代への新たな展開を迎えています。

こうした中、本町においてはカラマツをはじめとする人工林が今後次々に利用時期に達することから、「植えて、育てて、伐って、また植える」という森林資源の循環利用を進めるため、本年度も「丸玉産業森づくり基金」を有効に活用し、計画的な山づくりを支援してまいります。

森林の持つ公益的機能と持続可能な森林経営の推進を図るため、町有林を活用したカーボン・オフセットの認証を取得し、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止に寄与するとともに、吸収量を販売することで得られる収入を山づくりに生かすモデルとして推進し、あわせて林地残材の効率的な集荷体制を確立し、ペレットストーブの普及を図りながら、環境保全型地域循環社会の形成に取り組んでまいります。

町有林については、平成21年度から平成25年度を期間とする第12次森林施業計画により、カラマツ林の継続的な伐採を計画し、伐採跡地にはカラマツの再造林を基本として、将来の財産形成と地域林産業の活性化を図ってまいります。

## 10. 社会資本の整備

### ①道路・河川の整備

町道の整備については、平成21年度に定めた市街地町道整備計画の優先順位に基づき、本年度は町道186号線の改良舗装を行うとともに、町道52号線などの舗装補修を行ってまいります。

改良要望を行っていた道道北見津別線の開成峠登坂車線の造成は、昨年より工事が始まり、道道津別陸別線の改良工事は、平成24年度から開始される予定であり、道道屈斜路津別線については、本年9月にツールド北海道の実施路線となることから、舗装補修を要望してまいります。北海道が管理する一級河川網走川の改修については、昨年に引き続き計画区間の早期完成について要望してまいります。

## ②住環境の整備

町営住宅の整備については「歩いて暮らせる町づくり」を基本に、昨年度より実施している建て替え事業として、まちなか団地第1工区及び第2工区に16戸を建設するとともに、町内企業等の雇用促進と町内定住を促進するため特定公共賃貸住宅12戸を建設します。

また、豊永団地の屋根・外壁張り替えなど今後も長く使用できる公営住宅については、順次改修を行い延命化を進めてまいります。

## ③上下水道の整備

水道事業については、配水池計装機器更新及び柏町配水管布設工事などにより、安全で良質な水道水を安定的に供給するとともに適切な維持管理に努めてまいります。

下水道事業については、下水道管理センター長寿命化計画の策定、下水道全体計画の調査、汚水マンホール蓋改修工事を主な事業とし、さらに平成18年10月の津別町上下水道運営審議会答申に基づき、5年目となる下水道使用料改定の検討を行い、施設の適正管理と事業の経営改善を進め、サービスの維持・向上に努めてまいります。

### 1 1. 教育のまちづくり

#### ①学校教育

学校教育については、本年度から全面実施される小学校の新学習指導要領の授業時数及び学習内容の増加、小学5・6年生への外国語活動の必修化などに適切に対応してまいります。

平成21年度から実施している少人数学級については、津別小学校の持ち上がり新5年生、6年生において継続実施します。

特色ある学校づくりに向け、平成21年度より小中学校で実施している「木育」や地産地消の「食育」を引き続き実施してまいります。

発達障がいのある児童生徒が安心して通学できるよう、生活や学習上の困難さを改善・克服するために、適切な教育や指導を通して個別支援に努めてまいります。

学校施設の安全性については、平成19年度に実施した活汲小中学校校舎・屋内体育

館の耐震診断調査の結果をもとに、今年度において耐震補強工事の設計委託を行います。

また、スクールガードリーダーによる学校安全点検活動とPTAによる通学路の不審者巡回点検活動の協力を得ながら、今年度も引き続き児童生徒の通学時の安全対策を図ってまいります。

学習環境では、津別小学校の児童用机や椅子を本年度より3年計画で更新することとし、津別中学校の生徒用机・椅子についても本年度より年次計画で補修し、学習環境の整備を行ってまいります。

津別高等学校の今年度の入学願書出願者数は34人となり、二間口を堅持することは大変厳しい状況になっています。今後も学区内の中卒者数は減少傾向にあり厳しい状況が続きますが、本町の高等教育機関の存続に向け、引き続き津別高等学校及び津別高等学校振興対策協議会と連携を図りながら全町的な支援に努めてまいります。

## ②社会教育

社会教育は、それぞれの世代に応じた事業を展開し、自ら学び実践できる教育環境づくりを目指す生涯学習活動を基本としています。その事業の推進基盤となる中央公民館、農業者トレーニングセンターは、開基100年を記念し建設され、既に相当の年数が経過したことから、本年度において両館の屋根の大がかりな改修を行い、後世代の施設維持管理を容易にするるとともに、町民の皆さんの利用が促進されるよう効率的な運営に努めてまいります。

芸術文化の振興については、町内文化団体の活動を支援するとともに、優れた文化や芸術鑑賞機会の充実に努めてまいります。

社会体育事業については、年々町民の健康や体力づくりへの関心と意欲が高まる中、健康で明るいまちづくりを目指し、関係する機関と連携を図りながら町民の健康づくりを進め、本年度はパークゴルフ場の一部芝の張り替えなども行ってまいります。

スポーツ合宿については、交流人口の拡大により、地域経済の活性化と活気のある町づくりにつながることから、関係機関・団体と連携を図りながら合宿誘致に積極的に取り組んでまいります。

## 1 2. 各会計の予算規模

昨年 12 月に国の平成 23 年度地方財政対策が示され、地方財政計画の規模は、前年度比 0.5%増の 82 兆 5,000 億円程度とされ、一般財源の総額は、財政運営戦略に定める中期財政フレームに基づき、平成 23 年度から 25 年度までの間、平成 22 年度の水準を下回らないよう確保されたところです。

こうしたことから本年度の地方交付税の総額は、平成 22 年度と同様に別枠加算等で前年度比 2.8%増の 17 兆 3,734 億円となりましたが、臨時財政対策債が前年度比 20.1%減の 1 兆 5,476 億円と大幅に縮減となり、実質的な地方交付税の総額は平成 22 年度水準に留まったところです。

また、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取り組みの一環として、特別交付税制度の見直しが行われ、交付税総額における特別交付税の割合を平成 23 年度は、6%から 5%に、平成 24 年度は、5%から 4%にそれぞれ 1%ずつ引下げ、普通交付税に移行させることとしています。

こうした状況を念頭に、歳入の中核を占める本町の地方交付税の算定は、平成 22 年度に実施された国勢調査による人口と世帯の減、公債費償還額の減などを加味した実績ベースで行い、さらに予算割れにならないよう計上率を設定し、普通交付税は、前年度比 4.5%増の 26 億 6,400 万円、特別交付税は、1%減となることを勘案し、前年度比 9.9%減の 1 億円としました。臨時財政対策債については、大幅な減少となることから前年度比 56.5%減の 1 億 6,600 万円とし、本年度の一般会計予算は、49 億 4,900 万円で、前年度比 6.1%増の予算編成を行ったところです。

特別会計等の増減の主な要因については、国民健康保険事業特別会計は、一般被保険者療養給付費等の減額、後期高齢者医療事務特別会計は広域連合納付金の減額、介護保険事業特別会計は居宅介護サービス等給付費の増額、介護サービス事業特別会計はデイサービス運営経費の増額、下水道事業特別会計は管渠等施設整備及び下水道事業債償還金の増額、簡易水道事業特別会計は給水施設整備事業及び地方償還金の増額、上水道事業会計は企業債償還金の減額であり、老人保健事業特別会計については 22 年度をもって廃止となりました。

以上により編成しました平成 23 年度の各会計予算は、一般会計 49 億 4,900 万円（前年度比 6.1%増）、国民健康保険事業特別会計 9 億 1,980 万円（前年度比 0.8%減）、後期高齢者医療事業特別会計 7,570 万円（前年度比 6.3%減）、介護保険事業特別会計 4 億 4,690 万円（前年度比 2.0%増）、介護サービス事業特別会計 2 億 7,600 万円（前年度比 0.8%増）、下水道事業特別会計 3 億 8,970 万円（前年度比 1.4%増）、簡易水道事業特別会計 5,090 万円（前年度比 24.4%増）、上水道事業会計 2 億 480 万円（前年度比 4.7%減）、合計 73 億 1,280 万円（前年度比 4.1%増）となりました。

### 13. 結 び

今日の厳しい経済情勢と国債発行に頼る国の財政状況の中、町民の皆さんで策定された第 5 次総合計画を実現するため、限られた財源を有効に活用しながら一つ一つ確実に実行し、本町の発展に努めていく所存です。

このため、今後とも職員一丸となって健全財政に努めるとともに、町民の皆さんとのネットワーク形成を図りながら町づくりを進めてまいりますので、町民各位のご理解とご協力をお願いするものです。

1 期目 4 年間のテーマとしました「あいさつをしあう町に」の精神は引き続き尊重しながら、新たなテーマである「美しくて美味しい町に」を町民の皆さんと一緒に進めてまいりたいと思います。

先に発言のお許しをいただきましたので、引き続き第 2 回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております 28 件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、バトントワリング選手権大会についてであります。1 月 6 日、札幌市北海道立総合体育センターで開催されました「第 36 回全日本バトントワリング選手権北海道ブロック大会」において、津別中学校 1 年生の石井柚良さんがトゥーバトン中学校部門で見事優勝され、3 月に愛知県名古屋市で開催される全国大会へ出場することとなりました。選手や指導にあたられました関係者の努力に敬意を表するとともに、全国大会でのご活躍をご期待申し上げる次第であります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。一般土木工事関係については、

鹿侵入防止柵整備事業津別第1工区ほか15件、1億6,223万6,000円、一般建設工事関係については、豊永団地屋根・外壁張替改修工事ほか34件、2億432万2,000円、上・下水道工事関係については、南地区個別排水処理浄化槽設置工事（その1）ほか14件、3,069万1,000円、設計等委託業務関係については、森林J-VERモニタリング調査業務ほか23件、4,951万6,000円と、平成23年第1回臨時会における「きめ細かな交付金」に係る補正分を除き、平成22年度通常分はすべて発注を終了し、総額で4億4,676万5,000円となりました。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由をご説明申し上げます。

同意第2号「オホーツク町村公平委員会委員の選任について」は、現委員の田中誠氏が平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第4号「津別町情報通信基盤施設条例の制定について」は、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域対策とブロードバンドサービスの提供地域拡大のため、町内全地域に整備しております光ファイバ網と通信施設等について、設置及び管理するための条例を制定しようとするものであります。

議案第5号「津別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、特殊勤務手当のうち、若年層の保健師について、国家公務員の医療職給との差額を埋めようとして支給している保健師業務手当について、見直しを行おうと条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第6号「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、建替事業の対象となる町営住宅から現在建設中の町営住宅まちなか団地への移転について、家賃の激変緩和、入居の通算期間について新たに定める必要があることから、条文を追加する改正をしようとするものであります。

議案第7号「津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、緊急の少子化対策の一環として引き上げられていた出産育児一時金の支給額について、このたび恒久化されることとなったことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第8号「津別町公園条例の一部を改正する条例の制定について」は、別表第1

に定められた多目的運動公園の地番表示に誤りがありましたので、これを改めるため条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 9 号「津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、昨年新設しました個室風呂の入浴料について見直しを行いたく、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 10 号「津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、条例の内容に一部誤りがありましたので、語句の見直し等を含め、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 11 号「津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（相生総合交流ターミナル施設）」、議案第 12 号「津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（堆肥製造施設）」、議案第 13 号「津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別 21 世紀の森キャンプ場）」等は、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条により、公募によらない指定管理者の候補者の選定とし、過去 6 年間の実績により今後とも設置目的の達成及び事業効果が期待できることから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第 14 号「平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）について」は、歳入歳出予算の総額に対し歳入歳出それぞれ 931 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 53 億 3,422 万 1,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、保育所運営経費、道路除排雪経費の補正並びに積立金、繰出金等の補正を主に、これまでに確定を見ております経常経費・投資的経費等の精査を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の内容につきまして歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、総務費で地域情報化経費を 208 万 9,000 円の減額、財政調整基金積立金として 8,158 万 3,000 円の追加、公用車維持管理経費として 52 万 3,000 円の追加、町営バス維持管理経費として 18 万 1,000 円の追加、地域振興基金積立金として 11 万 7,000 円の追加、森の健康館管理業務を 131 万 8,000 円の減額、ふるさとつべつ応援基金積立金として 8 万円の追加。

民生費で、地域生活支援事業経費として12万7,000円の追加、老人福祉扶助費等として28万8,000円の追加、子ども手当等扶助費を800万8,000円の減額、保育所運営経費として79万4,000円の追加。

衛生費で、健康増進事業を129万4,000円の減額、母子保健推進事業を70万5,000円の減額、し尿処理施設管理経費として47万5,000円の追加、生ごみ処理経費を119万5,000円の減額。

農林業費で、農業経営基盤強化資金利子補給として1万1,000円の追加、愛林のまち緑資源を守る推進事業を226万円の減額、木造公共施設等整備事業を459万9,000円の減額、森林J-VER事業経費を259万5,000円の減額、町有林整備事業を148万8,000円の減額。

土木費で、建設機械管理経費として91万9,000円の追加、道路除排雪経費として494万円の追加、町営住宅管理経費として29万7,000円の追加、まちなか団地建設整備事業を2,250万7,000円の減額。

教育費で、義務教育振興事業経費として617万7,000円の追加、公民館管理経費として87万3,000円の追加、社会体育事務経費として14万1,000円の追加。

歳入では、地方交付税で4,850万7,000円の追加、分担金及び負担金で119万6,000円の減額、使用料及び手数料で183万8,000円の減額、国庫支出金で2,054万7,000円の減額、道支出金で809万5,000円の減額、財産収入で634万5,000円の追加、寄附金で15万円の追加、繰入金で303万6,000円の減額、諸収入で32万円の追加、町債で1,130万円の減額をするものであります。

このほか、継続費の変更、繰越明許費の設定、債務負担行為の変更、地方債の変更を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第15号「平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,037万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億5,544万7,000円とするものであります。

歳出では、給付実績に伴う保険給付費の減及びレセプト電子化による各負担金の増減が主なものであり、歳入では、負担金精査等に伴う国庫支出金及び前期高齢者交付金の減並びに給与費等の補正及び財源補填による繰入金の減を主なものとし、それぞ

れ補正予算を編成したものであります。

議案第 16 号「平成 22 年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 91 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 万 1,000 円とするものであります。

歳出では、請求実績による精査に伴う医療諸費の減によるものであり、歳入では、医療諸費減額に伴う繰入金の減により、それぞれ補正予算を編成したものであります。

議案第 17 号「平成 22 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 108 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7,720 万 5,000 円とするものであります。

歳出では、後期高齢者医療保険料の増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものであり、歳入では、被保険者の増等に伴う後期高齢者医療保険料の増により、それぞれ補正予算を編成したものであります。

議案第 18 号「平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4 億 4,623 万円とするものであります。

歳出では、介護認定者の増に伴う介護認定事務経費の増及び給付実績に伴う保険給付費の増減が主なものであり、歳入では給付実績に伴う国庫支出金及び道支出金の増減並びに財源補填等による繰入金の増により、それぞれ補正予算を編成したものであります。

議案第 19 号「平成 22 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7,286 万 5,000 円とするものであります。

歳出では、備品購入費の追加と経常経費の精査を行い、歳入では繰入金を追加し、補正予算を編成したものであります。

議案第 20 号「平成 22 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 832 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 7,483 万 5,000 円とするものであります。

歳出では、事業及び経常経費の精査により、特環下水道費の増額、総務費及び個別

排水費の減額を行い、歳入では歳出の事業精査等に伴い分担金及び負担金、繰入金、町債をそれぞれ減額するものであります。

このほか、地方債の変更を行い、補正予算を編成したものであります。

議案第 21 号「平成 22 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,059 万 4,000 円とするものであります。

歳出では、給与費の増額と、事業の完了精査による給水施設管理経費及び給水施設整備事業の減額であり、歳入では一般会計繰入金の減額により、補正予算を編成したものであります。

議案第 22 号「平成 22 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 4 号）について」は、収益的収入及び支出において、収入では、営業外収益として恩根地区水道配水管折損事故賠償金 77 万円を追加して収入総額を 1 億 3,392 万 2,000 円とし、支出においては、営業費用について原水及び浄水費の増額、総係費、減価償却費及び資産減耗費の減額により 344 万 1,000 円を減額し、附帯事業費用についても減価償却費で 5 万円の減額を行い、支出総額を 1 億 2,212 万 4,000 円とするものであります。

また、議会の議決を経なければ流用できない経費の変更を行い、補正予算を編成したものであります。

議案第 23 号「平成 23 年度津別町一般会計予算について」、議案第 24 号「平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第 25 号「平成 23 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、議案第 26 号「平成 23 年度津別町介護保険事業特別会計予算について」、議案第 27 号「平成 23 年度津別町介護サービス事業特別会計予算について」、議案第 28 号「平成 23 年度津別町下水道事業特別会計予算について」、議案第 29 号「平成 23 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について」、議案第 30 号「平成 23 年度津別町上水道事業会計予算について」の 8 件につきましては、先の平成 23 年度町政方針においてご説明申し上げましたので、よろしく願いいたしたく存じます。

以上、提案議件について申し上げますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 3 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎同意第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、同意第 2 号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました同意第 2 号につきまして内容のご説明を申し上げます。

オホーツク町村公平委員会委員の選任につきましては、現公平委員会委員田中誠氏が平成 23 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、委員会規則第 3 条第 1 項の規定により、後任の候補者の選任をいただきたく議会の同意を求めるところでございます。候補者といたしまして引き続き、住所 北見市端野町二区 347 番地 16、田中誠氏、生年月日 昭和 10 年 12 月 7 日をお願いをするところでございます。

田中氏は、旧端野町職員を経て、平成 4 年 4 月から平成 18 年 3 月まで旧端野町長を務められ、1 市 3 町の合併により退任をされましたが、新北見市長誕生までの間、北見市長職務執行者を務められておられました。平成 19 年 4 月より網走支庁管内町村公平委員会、現オホーツク町村公平委員会委員に就任し現在に至っているところでございます。委員の任期につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間となります。なお、公平委員会委員の定数は 3 名でございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第4号 津別町情報通信基盤施設条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第4号 津別町情報通信基盤施設条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、提案理由にもありましたように地域間の情報通信格差の解消を図るため、平成21年度の繰越事業として実施しております津別町地域情報通信基盤整備事業により光ケーブルを町内に敷設整備し、一つにはテレビ難視聴世帯の解消を図るもの、もう一つはブロードバンドサービスを提供するための事業でありまして、間もなく整備が終わることから、これら施設整備についての管理及び運営についての条例制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

条文の説明に入る前に、現時点での事業の進捗状況でありますけれども、地上デジタル放送難視聴世帯への光ケーブルの接続箇所につきましては、昨日現在の世帯なのでありますけれども合計で213件となっております。この中には、難視エリア内にあります

事業所と、さらには会館等も一部含まれてございます。それぞれ宅内へのケーブルの引き込みは間もなく終了することになっておりまして、これから平行して順次放送通信電波の導通試験を開始している段階に入っております。また、ブロードバンドに関しましては、この事業開始の際に多くの利用者を募るべく設置していただきましたブロードバンド推進協議会の協力もありまして、これまで 160 件ほどの利用意向がありますけれども、うち現在までに 149 件の宅内配線工事が終了している状況でございます。

それでは、条文の内容に入らせていただきます。第 1 条設置といたしまして、津別町は地域間の情報通信格差を是正するとともに、テレビの難視聴地域の解消を図ることにより、町民の豊かな暮らしと福祉の向上に資することを目的として津別町地域情報通信基盤施設（以下「光通信施設」という。）を設置するとしております。

次、第 2 条でございますけれども、この施設の構成や名称、位置を規定しております。第 1 号でセンター設備といたしまして、この事業では、高台中継局からの地上デジタル放送の電波を新たに役場に設置しましたアンテナで一度受信をしまして、それらを同時再送信する設備を光ケーブルで送り出すこととしております。これらの機器は役場の林業研修会館 1 階の電算室内に設置することから、その位置を幸町 41 番地としているところでございます。

次、第 2 号でございます。伝送設備、これは光ケーブルのことを指しまして、一つには、ただいまご説明いたしました地デジ再送信のためのセンター設備から伸びる光ケーブルで利用者宅手前の電柱に取り付けられる柱上分岐函、ちょっと専門的用語になりますが、通称クロージャーと呼ばれています。これは、電線の横にある四角い黒いボックス状のものでございます。それと、もう一つは、ブロードバンド用の光ケーブルとして電気通信事業者設備、実際には幸町の N T T の局舎がでございます。そこの局舎を指しますけれども、ここから利用者宅手前の分岐函までの光ケーブル、その他付属設備を伝送設備として指します。

続きまして、第 3 号でございます。引込設備、これら光ケーブル末端の柱上分岐函からテレビ放送受信のための端末装置までの通信線と、端末装置及びこれらに付属する設備をいいます。

次、第4号でございます。端末装置、ただいまの第3号でご説明いたしましたケーブルによって送られてきた光信号を電気信号に変換する装置でありまして、各利用者宅等に設置するものでございます。

続きまして、第3条でございます。事業の内容、光通信施設により第1号では地デジ再送信の事業、第2号では、ブロードバンドサービス提供のため電気通信事業者に対する光通信施設の一部貸し出しを規定するものでございます。

第4条、次ページですけれども、事業区域は、今回の実施いたしました地域情報基盤通信基盤整備事業で整備する区域とするものでございます。

第5条、管理運営です。この光通信施設の管理運営は、町長が行うものとして、ただし、事業遂行上必要と認めるときは、町長が指定するものに管理運営の一部を委託することができるものとするものでございます。

第6条、利用料についてでございます。光通信施設の利用については、無料とする。ただし、第3条第2号に規定する先ほどの電気通信事業者に対する光通信施設の一部貸し出しについては、有料とするものであります。これは、いわゆるブロードバンドサービス提供のための通信事業者への光ケーブルの貸し出しをいうものでございます。

第7条、地デジ再送信の範囲でございますが、第4条に規定する今回の整備事業による光ケーブル敷設区域にある世帯、法人等で従来のアンテナの電波受信が困難であると認めた世帯等に対して行うこととし、ただし、町長が特に必要と認めるものについては、この限りでないとするものでございます。

第8条、地デジ再送信の利用申し込みですが、この再送信を利用しようとするものは、町長に利用申請書を提出し、承認を受けなければならないとしております。

続きまして、第9条でございます。端末装置の設置は、申請により利用申請を受けた者（以下「地デジ利用者」という。）ふうに規定しておりますが、これらの者に端末装置を無償で貸与し、設置するものとし、ただし、本年4月1日、23年4月1日以降、新たにこの光通信施設を利用したいというふうな場合につきましては、引き込み設備と端末装置の設置費用は利用者負担とするものでございます。

第2項、地デジ利用者の世帯等に設置する端末装置は、1世帯等に1個とするものでございます。

続きまして、第 10 条、保全の義務といたしまして、地デジ利用者は端末装置について善良な管理を行わなければならない。

次のページとなります。第 2 項、地デジ利用者は、端末装置の異常を発見したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

第 3 項、引き込み設備及び端末装置が故障したときは、修理に係る費用は利用者の負担とするものであります。これにつきましては、光通信施設を利用しないほかの一般のテレビ視聴者、この関係は通常各家庭で設置してあります各家庭の機器、ブースターだとか分配器といったもの、屋内配線といったものは、これまでも各世帯、各自で管理しているといったことを考慮したものでございます。

続きまして、第 11 条です。引込設備の移設。地デジ利用者は、自らの都合で引き込み設備を移設する必要があるときは、町長の承認を受けることを規定してございます。

第 12 条、利用の中止。これにつきましては、使用者が転居などの理由で端末装置を使用しなくなったときは、町長に届け出た上、端末装置を町に返還しなければならないとしてございます。

第 13 条です。立入検査。町長は、この条例の施行に必要な範囲において、町長の指定する職員等に端末装置を設置している利用者宅などに立ち入って、確認や点検行為、あるいは利用停止のための手続きを行わせることができる旨を規定してございます。

第 2 項では、これらの建物に立ち入る際の身分提示を規定しているものでございます。

続きまして、第 14 条でございます。利用の停止又は取消し。町長は、次のいずれかに該当するときは、通信施設の利用を停止し、または取り消すことができるものということで、以下の 4 号を規定してございます。

第 1 号では、この条例の規定に違反したとき。

第 2 号では、施設の管理運営上で支障があるとき。

第 3 号、故意に施設を破損させたとき。

第 4 号では、これらほか通信施設の管理運営に著しい支障を及ぼす行為や、その恐れがあるときを規定しているものでございます。

15 条になります。損害賠償。光通信施設を故意又は過失により破損させた者は、施設の現状維持に要した経費を賠償しなければならない。

続きまして、16 条です。免責事項です。町は、天災その他町の責めに帰すことができない事由により事業提供ができない場合にあって、その損害については賠償しないことと規定してございます。

17 条、委任でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとし、それぞれ手続きに関する様式などを別途規則のほうで定めることとしてございます。

最後に附則でございませけれども、1 項で、施行期日、公布の日から施行する。

第 2 項で、準備行為の規定を設けて、この光通信施設の利用に係る手続き、その他条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前のおいても行うことができるとしております。これにつきましては、条例施行日前にあっては実際に設備の接続に向けた申請行為や現地確認などが必要でございまして、また、事業後速やかに再送信を行って、利用者側でも早期に良質な映像が見られるようにとういことで、手続き等いろいろございますので、条例施行前の行為が行えるように規定しているものでございます。

以上、内容のご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） 1 点、新しい施設ですから参考のためにお聞きしたい。

第 7 条にある地デジの再送信、これについては、該当地区があるのか。あれば何戸ぐらいなのかということで、大まかでいいですのでお知らせをいただきたいと思いません。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 地デジの再送信の範囲ということで、世帯等ということであってございまして、現時点でNHKだとか公に総務省で出している津別町の難視地域、難視世帯というものがありまして、参考までに公に公開されている地デジの難

視というのは、新たな難視という規定がありまして、それはアナログ放送が見られていて、今度地デジに変わった場合に見られないというのを新たな難視ということで定義づけがあるのですけれども、津別町は参考までに一応公表されているのは25地区80世帯という数字があるのですが、今回の私どもの事業でやっている事業につきましては、幾らかでもアナログ放送が見られない、もしくは少し不具合とか、映像が乱れるようなところは積極的につなぐようなことをやっております、それを大幅に上回っております。申請書は全然問題ないということで、新たな難視とはリンクはしないのですけれども、今回の事業で拾っている現在の世帯数では、事業所も入っていますけれども、213という数字となっております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 4月1日以降に申し込まれる方の引込み線なりの施設に対して有料ということ、利用者の負担になるということなのですけれども、また破損した場合の経費、現状回復の経費を賠償しなければならないというようなことが出てきますので、1件でどれぐらいの引込み線、あるいは器具の設置に1件でどれぐらいの費用がかかるのか参考のために教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいまのお尋ねですけれども、まず4月1日以降有料で引き込んだ場合の経費なのですけれども、幹線のほうには網羅されて光のほうは走っているのですけれども、実際に4月以降、今現在事業で拾っている分については、ローラーをかけてすべてもうないということでのあれなのですけれども、ただ、可能性としては、例えばそういう地域に新たに家を建てるだとかということが全くないわけではないと思います。そういった場合は、その近くを走るルートから当然引込み線を引っぱるようなことになるのですが、その距離だとかいろんな諸条件でまた変わって、これ何回か業者を通して確認をしたのですが、ケースバイケースがございまして、何万というだとか何千という形で数字を出すと、それが先歩きされてしまうので、それはちょっと具体的には現段階では言えませんというような回答しか返ってこないの

です。設置した機器の破損、2番目になりますけれども、破損した場合の費用云々ということもお尋ねですけれども、通常各家庭にブースターだとか増幅器、いろんなものを最低限設置しているようすけれども、それは一般的には各家庭先ほど言いましたように各家庭で管理しているもので、この光の変換器、端末装置に関しては、普段はなるべく、例えばテレビの裏であったり、軒先であったりとか、あまり手の届かないところに設置するのが通常なものですから、そうそう壊れることはないというふうには考えてはいるのですけれども、新品でいきますと4万前後という話も聞いていますので、ただ光なものですからうかつに一般の方が手を出せない、いじれない機器なものですから、そのような経費で何かあれば届け出ていただいて、専門業者を通して改修するような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 公にできないという費用、それぞれの条件だというのは私もわかりますのであれなのですが、例えば、山の中が好きで、お住まいになるような人も最近は都会のほうから出て来ておられます。そういう人たちが例えば、津別町のちょっと離れたところに住むというようなことになれば、またそういう問題が出てくるのかなと思ってお聞きしたまでです。お答えはおりません。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） 第4条なのですけれども、津別地域情報通信基盤整備事業の区域ということなのですけれども、区域という光ファイバーの線が入っている区域ということなのだろうと思うのですが、区域としての線引きみたいなところがあれば教えていただきたいのと、あと4月1日以降になるのかなと思います、試験をしながらですけれども、実質地デジのテレビの放送というのは、実質いつ頃から一般家庭の人が視聴できるようになるのか、ちょっとお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 今の区域の関係でございます。この地域情報通信基盤整備事業に関しましては、津別町全域ということでの交付申請しておりまして決定を

受けてますので、特段どこからどこまでだとかという縛りはございません。

それと、いつからというお尋ねですけれども、現在先ほど言いましたように端末装置のほう設置が入っております、順次その後の導通試験に入っております。工事の検査受け渡しはまだなのですが、設置した段階からそういう試験を開始しております、技術上そういう試験が通れば、あくまでも試験電波という扱いですけれども、もう流して実際にもう見られているご家庭はございます。順次そういう試験が終われば流せるような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第5号 津別町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいま上程されました議案第5号 津別町職員の特殊

勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

特殊勤務手当につきましては、平成 14 年度にそのすべての見直しを行い、現在は限られた業務手当についてのみ支給している経過があります。その中で、今回改正をお願いする保健師業務手当は、保健師の確保対策等の観点から対応してきているものですが、平成 14 年度の改正において、国家公務員や北海道等が使用している給料表の医療職表と本町が使用している給料表の行政職表について、若年層では医療職表のほうが高い状況からその差額を埋めることを基本として見直しをし、現在 3 級 40 号俸以下の職員に支給しているものであります。

今回の改正につきましては、ここ数年新給与制度の導入や毎年的人事院給与勧告に基づく給料表の改正による一般職の初任給の上昇に伴い、給料表間の差がさらに縮まっていることから見直しをしようとするものであります。

この見直しに当たって、道内の市町村の状況を調査したところ本町と同様に行政職給料表を使用している市町村は、保健師確保対策などの理由から何らかの対応をしているところがほとんどであることから、手当は引き続き存続し、額の改定を改正案としたところであります。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。説明資料 1 ページの新旧対照表をごらんください。第 7 条、保健師業務手当の条文改正ですが、改正前において 1 級 30,000 円、2 級 20,000 円、3 級 40 号俸以下 10,000 円としているものを、改正後 1 級 12,000 円、2 級 10,000 円、3 級は支給しないとするものです。これらの金額については、各級における給料表の差の半額程度を支給しようとする改正内容となります。

議案にお戻りいただいて、附則第 1 項は、施行期日を平成 23 年 4 月 1 日とするものです。

第 2 項は、支給されなくなる 3 級の職員について、過去に行った激変緩和措置に倣い、経過措置として 2 年間現在の支給額の 2 分の 1 を支給しようとする規定であります。

以上、改正内容についてご説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第6号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹(江草智行君) ただいま上程となりました議案第6号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。

改正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、建替事業の対象となる町営住宅から現在建設中の町営住宅まちなか団地への再入居について、入居の通算期間の算定及び家賃の激変緩和について新たに定める必要があることから条文を追加しようとするものであります。

それでは、内容について説明したいと思いますが、今回の改正につきましては、新しく条文を追加することになりますので、旧条文との比較がございません。しがたいまして、資料としては新旧対照表は提出しておりませんので、議案に基づき説明をい

たしたいと思います。

はじめに、36条の次に1項を加える改正につきましては、建替事業に係る町営住宅の再入居者のうち、収入超過者、また高額所得者に対する入居期間の期間通算にかかわる規定であります。収入超過者の認定要件として、公営住宅法第28条第1項において、当該公営住宅に引き続き3年以上入居している場合においてというふうになっており、高額所得者については、同じく第29条に5年以上入居している場合においてと定められております。この入居期間につきまして、用途廃止などによりまして他の町営住宅に入居させる場合については、町の条例、この条例の36条に定めがありますが、建替事業により再入居した場合についての定めがなかったことから今回第2項として新たに加えるものであります。条文の内容につきましては、建替事業により再入居した収入超過者及び高額所得者の居住期間は、新しい住宅に移転したとしても旧住宅から通算して計算されるという内容になります。

続きまして、第38条の次に次の1条を加えるについて説明申し上げます。この条文は建替事業に係る家賃の特例についての規定となります。家賃の特例についても、先に説明いたしました第36条の期間通算と同様に、町の条例のほうに第38条ということでございます。しかしながら、建替事業に係る再入居についての家賃の特例については定めがなかったことから、新たに38条の2としてこの部分を加えるものでございます。内容につきましては、再入居により新しい町営住宅に入居した場合において、旧町営住宅の家賃を新町営住宅の家賃が超えることになりまして高くなると、そのことによって居住の安定をするために必要があると認められたときに、政令第11条公営住宅法の政令です。第11条で定めるところにより家賃を減額するという内容になっております。具体的には、家賃の激変緩和というふうになります。具体的な計算で言いますと新家賃と旧家賃の差額、それを6分の1にしまして、各年度ごとで言いますと1年目は、その差額の6分の5を減額します。2年目は、6分の4を減額しますというふうに計算していきます。そうしますと最終6年目には、6分の6となりますので、正規の家賃になるという形になります。こういうふうにして、1年ごとに順に家賃が上がっていく形で激変緩和をしていくという形になります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、説明申し上げましたのでご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午前 11 時 52 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

建設課長。

○建設課長（上野安男君） ただいま条例の一部改正について説明申し上げたところでございますけれども、第 36 条に次の 1 項を加えるの中におきまして、字が間違っておりますので訂正をお願いしたいというふうに思います。

第 36 条の次に 1 項を加える。2 項の下から 3 行目ほどにございます町営住宅建替事業により徐却すべきという表現でございますけれども、徐却の徐が除くが正しい字でございますので、訂正をお願いしたいというふうに思います。

大変申し訳ございません。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第7号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鵜田憲治君） ただいま上程となりました議案第7号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたが、本案件につきましては緊急の少子化対策の一環の位置づけとして、出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るため当面の施策として、出産育児一時金等の金額を平成21年10月から暫定的に引き上げたところですが、このたびの国の健康保険施行令の保険法、施行令の一部の改正により平成23年4月から恒久化されることとなったため、本条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

具体的な内容であります。平成23年4月から出産育児一時金を4万円上積みしまして39万円を支給するという内容であります。出産育児一時金の支給額につきましては、これまで産科医補償制度の創設に伴い、3万円を加算することとしておりますので、出産に際しましては、42万円を支給するということとなります。条文につきましては、説明資料の2ページの新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。第7条第1項本文中「350,000円」を「390,000円」に改めるものであります。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するという内容であります。

以上、ご説明申し上げましたので、承認方よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第8号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、議案第8号 津別町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長(徳田博一君) ただいま上程されました議案第8号 津別町公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

今回の改正趣旨につきましては、提案理由の中でも申し上げましたとおり津別町公園条例別表第1に定められましたパークゴルフ場、サッカー・ラグビー場、さくら公園を総称しました津別町多目的運動公園の地番表示に誤りがありましたので、正しい地番表示に改めようとするものでございます。

誤った原因としましては、多目的運動公園開設にあわせまして条例制定をした際に

ラグビー場管理棟の位置を代表地番としまして、豊永 122 番地 1 ほかと表現しておりましたが、正しくは高台 122 番地 1 というふうなことでございます。したがって、改正後の地番表示につきましては、この際パークゴルフ場の管理棟のあるところを、この地番を用いまして豊永 107 番地 1 を代表地番として改めようとするものでございます。

別冊説明資料の 3 ページをごらんいただきたいと思います。変更する部分につきましては、別表第 1 中、津別町多目的運動公園の位置、「津別町字豊永 122 番地 1 他」を「津別町字豊永 107 番地 1 他」に改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則としましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 9 号 津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にしま

す。

内容の説明を求めます。

企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） ただいま上程となりました議案第9号 津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げたいと思います。

このことにつきましては、今般の行政報告、提案理由にありましたように、昨年新設いたしました個室風呂の入浴料について見直しをする必要があることから、今回条例の一部を改正しようとするものであります。

では、説明資料に基づきまして説明をいたします。説明資料5ページをお開きになってください。森の健康館個室風呂利用状況というところでございます。昨年3月議会におきまして、本条例の一部改正を行ったところでございますが、昨年5月15日にオープンいたしました個室風呂につきまして、その後の利用形態の推移を見ますと、平成23年2月末までで全部で391件ありまして、ほぼ毎日の利用があり、内訳は宿泊者の利用が261件で、利用者件数から比較しますと67%、日帰り入浴の利用者件数は130件でございまして、利用者件数の割り返しますと33%となっております。宿泊利用者が多いのは、個室風呂が無料ということから利用率が高いというふうに思われます。この間、指定管理者ともお話をさせていただきましたが、利用者におきましてこの意見、声といたしまして個室風呂は大変利用したい施設である。ただ、1個しかないことから利用したいと思ったときに利用ができなかったという声があるとお聞きしております。個室風呂の利用が多く、利用者要望といたしまして、日帰り入浴者及び宿泊者よりも利用希望があることから、今後の利用について、この取り扱いを宿泊者についても有料とし、日帰り入浴者と同様にすることが適切と判断したものでございます。

次に、説明資料の4ページにあります新旧対照表をごらんください。この部分につきましては、本条例の第5条に規定をしております料金の関係でございまして、第5条でこの料金は別表のとおりとするという条文になっておりまして、別表改正前、（第5条関係）とございます。その下に4、入浴料でございまして、改正前、4、入浴料の

摘要につきまして、4番目の宿泊者及び4歳児未満は無料とするという部分につきまして、右の改正後宿泊者及び4歳児未満は無料とする。の後に「ただし、個室風呂についてはこの限りでない。」の文言を追加するものでございます。

条例の本文に戻っていただきまして、別表中、摘要の欄1、2、3、4とございますが、今新たに文言加えたものの摘要4を加えまして、改めるということの内容でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するというものでございまして、以上、説明を申し上げましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 何点かお伺いをしたいと思います。

今参事の説明によりますと利用状況含めて説明があったわけですが、宿泊の67%、261件が説明では無料だからこれぐらいの利用があったという今説明を聞いたところです。かつ、この改正につきましては、宿泊含めて利用者のいわゆる不満があると、そういう観点から今回この改正をホテル側から要望があったというように聞いておりますけれども、実は、昨年3月11日の定例会の、この個室の条例設置のときの改正の関連で調べたところ、議会側の意見としていろいろ出ておりますけれども、一般と宿泊は同じように2,000円の設定をすべきだという意見もいろいろあったところです。そこで、理事者側の説明によると、これはアンビックスの社長の強い意向で宿泊については無料にしてほしいと、そういうことを町のほうに言ってきたと、そういうことをとらまえて町としては宿泊の部分について無料にしたというように説明があったわけですが、解して言うならば、アンビックスの社長がこの強い意向で宿泊については無料だと、そういうようにしてほしいと、そう言ったものが1年経過するわけですが、なぜこの2,000円について有料にするのか。かつ、この説明によりますと、ほかの施設も運営していると思いますが、予約制でトラブルすることはないと、そういうふうに議会は我々に説明していたところです。そういう、これをそういうものを検証したホテルを今指定管理でやっているアンビックス社も、ほかのと

ころでいろいろと経営をされた上でのこういう無料と、そういう判断で今年の3月に改正を行ったと、そういうふうに我々判断をしているところです。これを先ほど申し上げたとおり1年もしないうちにまた宿泊者も有料にすると。無料だから261件実績があったと。解して言うならばいろいろ申し上げたのですけれども、これは利用者もまた減るのではないかなと、そういうように考えられます。そちらの今年の3月の提案したことについて、今回のことについて再度考え方についてお聞きしたいなど、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） ただいま山内議員から質問のございました点、まず1点目、今年の3月議会で個室風呂の特に設定する、開所するにあたりアンビックスの社長のほうからの強い、そういった無料にしてどうだという強い意向があったという説明をしているということでございますが、それはそのとおりでございます。確かにあの時点で個室風呂、確か1月の全員協議会19日でもそうですが、個室風呂の提案が最初ございまして、どうするのかと。物理的に個室風呂できるのか、できないのかというようなことも含めましていろいろと議論をいただき、3月の時点で予算も補正をいただき、5月15日オープンに漕ぎ着けたというのがこれまでの流れでございます。その際に、アンビックスのほうから社長の意向としては、一つの目玉商品として、この宿泊者については無料でいいのではないのかという提案も同時にいただきました。そういったことも含めまして、この個室風呂というものにつきましては、当初私ども何というのでしょうか、あまり認識としては深くはなかったのですけれども、今年の3月時点でもお話したかもしれませんが、個室風呂の要望があるといいますのは、最近のいろんなご家族の関係、いろいろ入りたいといひましようか、例えば障がいを持たれている方等含めて、そういった個室風呂に対するニーズが実は増えていますということで、もしそういう条件が許されるのであれば、そういった個室風呂の新設をということで進んできた中身でございます。それで、当初よりひとつ進めていく上で、目玉として個室風呂というものがあるということから、宿泊者については無料としてはどうかという事で提案をし、皆さんにご賛同いただき今日に至ったところでございます。

その後どういう方針転換があったのかということですが、ほぼ大体毎月のようにアンビックスといいたし、現地の森の健康館の担当と私どものところで話をいろいろ意見交換をさせていただいておまして、その中でいわゆる個室風呂の利用というものにつきましても、利用頻度が大変にいいということがございまして、ただその中で、宿泊者における利用料金が現在のところ無料ということですが、それを一般の利用者との差を解消してはいいかというお話も出てまいりました。私ども、そういった部分で現状を見たときに、これは一定当初進めておりました宿泊者については無料というものについては、一定見直しをする必要があるだろうということを考えまして、区切りのいい時点で、まだ1年たっていないのでございまして、一般の入浴の方と同様の形にすることで対応していくことが適切だというふうに判断したところでございまして、もちろんこれは、社長含めましてアンビックス本社のほうも含めて了解済みの話でございまして。

それと、あと昨年の3月の議会のときに、いわゆるこういったものは、利用者間とのいわゆるトラブルはないですよという話も私どものほうでいたしました。ほかで抱えておりますアンビックスのそういった個室風呂の利用形態もお聞きした中では、そういうことで、特に予約ということを重点に言っておまして、予約をとることによって、そういうトラブルが少ないですよというお話でした。それで、今回宿泊者が無料ということで、うちの施設は進んでいたわけですが、予約の方式といたしまして、一般の日帰りの入浴の方につきましては事前の電話予約を承っております。宿泊者につきましては、チェックインをした際に個室風呂がございまして、いわゆるサービスの提供として、一環として、その一部としてこういう個室風呂がございまして現在無料で提供させていただきますという話をさせていただいております。個室風呂の場合ですと、日帰りの入浴の方ですと事前に電話をいただけるということが前提なのですが、そこまで周知が不十分ということもありまして、では当日来られたときに、チェックインが3時から5時に集中いたしますので、そのときに既にチェックインしたときにサービスの内容の提供をご説明した際に、もし今空きがありますけれども、こういうサービスがありますということで宿泊者が予約をされるというようなことで、突然来られた日帰りのお客様との間では、ああもう入ってしまっ

たのかということでございます。あと、宿泊者の関係につきましても、これは当日チェックインをした際の利用者選択でございますので、チェックインした際に個室風呂のサービスもお願いしたいということがあればその分が入りますので、1回利用されますと1時間ということですので、その後の清掃も入れますと、1時間半と。3時間で約2件の回しということになってまいりますので、そういった形での利用ということになってございます。このトラブルが昨年3月時点ではないという話をお話しましたがけれども、ほかのアンビックスの施設についてはすべて前提条件として、すべて料金は同じに設定をされておりますので、そういった関係もあったのかなというふうに推測をしております。それと、いわゆる利用された方の中で、宿泊者の中でこの個室風呂が非常にプラスアルファとしてサービスとして高いということを皆さんおっしゃっていただきまして、その後お帰りになってご家族でまた別に宿泊ではなく、家族風呂の利用という形でのリピーターといたしましよるかお客さんもいらっしゃるというようなことで、昨年申しあげました利用者間におけるトラブルはいわゆる予約であるとか、そういった部分でさばけるといふふうに理解をしておりましたが、実際のところは予約の段階ではそのような形をとっておりますので、トラブルというよりはやっぱり利用が宿泊者のほうに多くなっているというのが実情でございますので、これを利用者等含めて進めていく上では、同一料金が望ましいというふうに判断したものでございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 説明いただいたのですけれども、よくわからないのですけれども。というのは、昨年の条例を改正したときに、日帰り入浴の時間帯と宿泊の時間帯はある程度区分をするというふうに我々聞いているところです。ということは、できる限り宿泊の方に優先的に使っていただくことで設置したというふうに聞いています。これはなぜかという、宿泊について、あそこのいわゆるほかの温泉施設と違って1軒であり、遠いところもあって、宿泊の魅力をつけるために個室風呂をつくって、泊まり客の方にゆっくりしてほしいというふうに参事のほうは、我々議会に対して説明をしているところです。解して言うならば、これをなぜ言うかと、そういうことでこの宿泊料金含めて、それからあそこを利用する魅力を含めて、この2,000円無料に

したというふうに我々考えてずっときたわけでございます。トラブルというのは当初からプロがやっていることですから、こういうことについては予約で解消できると、そういうふうに十分我々以上に指定管理を受けるアンビックス社については認識していたのではないかなと、そういうふうに思うものですから、急に方向転換をしてあそこのイメージについて、これでトラブルが解消されるかわかりませんが、予約をきちっととれば、この公平、不公平というのは起きないのではないかというふうに考える次第です。当初の目的どおり料金をあてにするのではなく魅力をつけると、そういう町としての負担をして個室をつくったという観点から、もう少し考えるべきではないかと、そういうふうに思います。再度お聞きしたのですけれども、これについて、この個室風呂のみでなく、あそこのホテル経営が1年間経過した時点でまだまだ多分実績を見ると検証すべきものがあるという中で、これだけを先行してやるということについて私はいかがなものかと、そういうふうに思いますので、再度考えがあればお答えいただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 昨年の個室風呂にかかわりますお話でございまして、今山内議員おっしゃったようなお話を私もこの場でさせていただいております。ただ、トラブルが先ほどいいましたように全くなかったほかのアンビックスとの関係でございまして、そういう時間帯を設けてだとか、そういった工夫というものも今後出てくるというようなお話をさせていただいたというふうに思っております。その後の実態でいきますと、先ほど申し上げましたようにすべて予約ではございますが、あくまでも宿泊の方につきましては、当日チェックインしたときにサービスの内容として説明をした際に予約を受けるといことにしております。それ以外の日帰りの部分につきましては、事前の電話予約でオーケーですよということで、何日か前でも電話をしていただければ、その時間あいていますかということで、いわゆる日帰り客に対しまして、いわゆる先の予約が可能な状態というような工夫も今日行っているという数字でございます。宿泊につきましては、どうしても無料ということでプラスのサービスとして提供したということでございますが、これにつきまして好評といましようか、ほぼ毎日埋まっている状態の中で、他の日帰り客との扱いについても

ここで、1年を経過していないわけですがけれども見直しを図らせていただきまして、先ほど1年間の総括した上で決めるべきでないかというお話でございましたが、一つの区切りといたしまして個室風呂につきましては、この料金を宿泊者の部分につきましても同様とすることでお願いを申し上げたいと、このように思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 今、回答いただいたのですけれども、ホテルを予約するときにこういう説明はしないで、当日来たときに予約をとるということですか。それなら絶対混乱起きるのははっきりしている。当日ホテルに来てから個室の風呂を予約をとると、そういうふうに今説明があったのですけれども、やはりこういうのは、ホテルの予約を受けたときに個室風呂はこういうふうにあると、そうした中で利用者の事前にそういうものを予約のことについて把握すべきでないかと私は思うのですけれども、日帰りだけ電話で事前に予約をとると。そういうようなやり方だということですが、今初めて聞いたのですが、そういう経営では当然トラブルが起きるのははっきりすると思います。やはり、泊まり客についても事前に丁寧に説明して、こういうものがありますので利用について、やはり相手の意思を確認した上でそういうものについて、こういうことだと。例えば、3時間で2回ですか、こういうことになってますという、そういうものをきちっと説明したら、そんなにトラブルが起きないかと思っておりますので、初めて聞いたこともありますし、このことについて多分結果としては、あまりいいものが結果としては残らないのではないかと。要するに宿泊のことについても影響が出ると。個室風呂の利用についても恐らく影響が出るのではないかと、そういうように思います。このことについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 予約の関係でございます。今先ほど申し上げましたように宿泊者につきましては、宿泊したチェックインをした時点で個室風呂の利用の有無を聞きます。日帰りのお客さんにつきましては、事前に電話で予約でもオーケーということで現在進めております。電話でも宿泊者から予約があるときに、個室風呂を利用したいのですけれどもというお話が当然くるそうでございます。ただ、日帰

り客を優先をするというちょっと考え方をしておりますので、といたしますのは日帰りの時間でございますけれども、現在の日帰りの利用できる時間帯というのがございますので、それからいきますとなるべく日帰りのお客様の時間に合わせるような形で何とかしたいということもございますので、日帰り客につきましては事前の電話予約で今受けております。利用時間につきましては、午前 10 時から 21 時まで、この間利用できます。あと、宿泊のお客様につきましては、予約につきましてはチェックインのときに予約が入っていなければ、その時間帯提供できるというお話をさせていただいております、利用時間につきましては、チェックインが 15 時からとなっておりますので、当日は 15 時から 24 時まで、個室風呂はこの間利用が可能と。それから、翌朝の 5 時から 9 時までには利用可能と。これは、一般の大浴場も宿泊者につきましては、同じ時間で利用できるということございまして、たまたまどうしても混み合いますのは午後 5 時から 9 時、この台が一番混み合います。この部分につきましては、なるべく日帰りの方を優先したいという思いから、事前の予約をとらせていただいております、事前の予約が入った場合については宿泊の方につきましてはそれ以外の時間帯での利用をお願いをしているということございまして、そのことによりまして、たまたま事前予約、電話予約をできなかったよという人が個室風呂に入りたいよと言ったときに、ちょっと今予約が入っておりますということになるものですから、そしたらということで次回からもしあれでしたら電話で事前に予約をお願いしますというお話と、それからあと宿泊者につきましてもチェックインの時点で予約を賜っているということなものですから、その時点で当日宿泊される方につきましては、先に入っているとその時間帯は使えないと。もしくは、15 時から 24 時でございますので、その中で入る時間帯というのは集中する時間帯は先ほど言いました時間に集中いたしますので、そここのところで利用がちょっとできなかったよということのお話でございました。そういった部分である程度、これは利用された方が皆さん言われているようですが、大変よかったですと。プラスのサービスとして大変よかったですというお話を伺っておりますので、これは一つの売りではあるのですけれども、日帰り客、いわゆる個室風呂の料金として双方同じような扱いにすることが望ましいというふうに考えておりますので、そのような進め方を今後させていただきたいということでございます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 山内議員のほうから、昨年の3月の議会等も踏まえたお話をいただきました。そのとおりだというふうに思っております。ただ、プロであるアンビックス社が判断をして、こういう今みたいな取り扱いをさせてもらったということで私たちについては、それらを踏まえた中で了解をし、今日の条例化を図ってきたということでございますが、実は結果としましては、この1年にならないですけれども、そういう状況の中でやっぱりオープンする前に判断をしたことと、やっぱりオープンをしていて実際のお客様を扱っている段階において、やっぱりこれは直していかなければならなのだなと、そういうような修正ですとかトラブルを解消していかなければならなのだなということが、オープン後のこの位置において判断せざるを得なくなったということだろうというふうに私は思っております。ですから、オープン前とオープン後において判断が正しくなかったということだろうというぐあいには私自身も思っているところでございます。あとは、そういう中で一つしかないですから、二つあれば分けてということになるかもしれませんが、時間帯の設定の中では宿泊者だけが占有できる時間帯もあります。あまりに朝早すぎるかという問題等もあるかもしれませんが、そういう時間もあるし遅い時間もございます。ある意味では少しずつ、それをお互いが住み分けていくような方法も含めて、それは当然ホテル側でも考えていくというようなことになろうかというぐあいには思いますけれども、今までそういうような状況が示されてきたと、そういうことで条例改正をしてほしいという意向については指定管理者をさせている以上町のほうとしても、そういう中身の中で判断したことに対してそれを受けていくというようなことに私はなると、そういう意味からこういう条例の提案になっていった。ただ、これも流れでありますから、次また変えるとかそういう意味ではありません。全体のやっぱり経営の部分で言えば、議員も指摘があったようにまだ問題等は当然残っているというぐあいには思っておりますから、それ全般も含めてこれからもアンビックス社のほうとは、ランプの宿のいい経営に向かって双方で努力をしていくということになっていくというぐあいには思います。それは町長の町政方針の中にも記載をしているところでございます。

今の状況でいけばアンビックスがつくった経営状況でいけば、宴会側のほうもこれ

は 100%超えていると。それから日帰り入浴も約 90%ぐらいには、これは間違いなくいくのかなというぐあいに思っております。そういう面でいけば宿泊人数の確保をどうやって図るといのが大きな課題で、それはアンビックス社自体も非常に次の対策をとということで考えているところがございますから、1年の経験を踏まえて、次2年目でまたステップができるようなことも踏まえて、これは我々のほうともアンビックス社のほうとも協議をしながら進めていきたいというぐあいに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） ちょっとこの関係については総務文教常任委員会でも異論があつて、私も委員長との采配の中でちょっとはっきりした決断をできなかったわけですが、私はこの件については、別に大きな支障だとか影響がないのなら、これはアンビックス社の経営のプロが判断したことです。私は別にこのことに対して反対だとかというのではなく、ただ、今副町長が最初オープンしてみないと正しいか正しくないかという判断はつかなかつたから、オープンしてはじめてこういう問題が出たというけれど、私はそういう問題ではないと思うのです。正しいか正しくないかと、これはやっぱりいろんなものは経営して実際にやってみないといろんな問題が起きます、これからも。ですからやってみてはじめてこういうことが出てきたのだなということで、私は素直に聞いています。ただ、これは最初から風呂は町長も後から障がい者だとか体の不自由な人だとか、いろんな人のために少しでもサービスをするような個室風呂をつくらうと、そういう発想から私はいったのではないかと思います。ところが実際にこうやって個室風呂をつくってみますと、一般の日帰りだとか宿泊がどうだとか、本来的には私はそういうものが目的でなかったのかなと思っております。

しかし、それはいいとしましても、私さっきから参事の言っていることがちょっとわからないのですけれども、もう少し理解できるように、町民の人にも説明しなきゃならないので教えてほしいのですけれど、くどいようですけれど日帰りの利用者を優先させて、そして電話で予約をして、宿泊はチェックインのときに3時から来たときにその時間があいていればいいというのですけれど、そもそもその辺の状況がよくわからな

いのです。事前に9時まで日帰りの人が利用するとき、どんどんどん予約しておいて、3回転しかないけれど私はこの時間帯にいますと言ったら、宿泊者の人は全く利用できないこともあり得るということではないですか、場合によっては。今までリピーターも来て宿泊が個室風呂が無料で、おまけに私たち風呂が魅力で行ったという人たちは、場合によっては日帰りの人が優先するのだったら、今度は取り扱いは、2,000円がどうだという問題ではないのです。金額がどうだっていうのではない。これはうんと高かったら問題になりますけど、2,000円が上げたからどうだという問題ではなくて、利用者にとって何かつかめないと思うのです。だから事前に受けておいて9時までやるといったら、日帰りの人たち前もって電話したら、何ぼ魅力があるとかサービスだとかと言って泊まりの人が来たって、利用できないこともあり得るのではないですか。既にリピーターの人が来て、これだけ宿泊の人が個室を使用しているという状況になっていますと、そういう問題は発生しないのかなということが私は今ちょっと今疑問に感じているわけです。ですから、本来だったらもっとこれをつくったときに、1年間、10か月しかないけど、10か月間はサービス期間として、やっぱりきちっとやってみましょうという、そういう問題をきちっと掲げていたらいいのですが、今急に見直しまして2,000円というのだったら、もう少しやはりお互いに宿泊者も日帰り客も3回転しかできない一つの風呂の取り合いを、どうだこうだなんてやっていたら、やっぱり宿泊者の人たちは私は逆に優先させるべきだということもあり得るのです。せっかく泊まってくれて、遠いところから来て、今ガソリンも高いときに走って行って、個室も利用できないなんていったら、現実にはそうですよ、今ガソリンが高くなって、あんな遠い所へ行けますか。何か魅力がなかったら行きません、はっきり言って今。みんな遠いところへ行くのにガソリンかけて行けなんて言ったら。そういう問題だって発生しているのです。ですから、サービスの魅力というのは、どこかに商品のサービスの魅力はどんどんどんつけていかなければだめなのです、はっきり言って。そういう面では、サービスの低下に対してリピーターが減るという恐れもあるのです。この辺をきちっと。ですから私が言うのは、日帰りの時間帯は、3時までなら3時までですよと。宿泊は、3時から来た人には今度は宿泊の人たちを時間を区切って、日帰りが予約していても場合によったら、悪いけど宿泊を優先しますという、そういう解

積もしていかなかったら、これは混乱すると思います。その辺ちょっと私も混乱しているかもしれませんが、もう少しわかるようにちょっと説明してください。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 実は、個室風呂の予約方法でございまして、これも実は昨年3月の議会のときにも、どうするのだというお話も実は議員の皆さんからいただきました、どっちを優先するのだと。料金だけを見ますと宿泊者を優先するように実はなりますので、もう少しやはり日帰り入浴客の利用というものを考えたらどうだというご意見もございまして、昨年のこの場で同様な答弁をさせてもらっていたわけですが、日中の時間帯については日帰り客の方が、入浴の方は先ほど言いましたように15時から24時、5時から9時までと。ある意味ではどこでもとれるような時間帯で利用できますので、一方、日帰りの人は10時から21時までの時間でございまして、予約につきましては日帰りのお客様につきましては、電話予約で、予約をとりますというお話で実は前回もそういった方向で進めたいというふうなお話もさせていたしておりました。

実際のところは、やっぱり事前予約が、1回使いますと事前予約できるのだねということで、次回から電話でいついつ何時頃行きたいのだけれどあいているかいという問い合わせで予約が入っていくという状況でございまして。先ほど言いましたように宿泊につきましては、当日来てみないとわかりませんと。個室風呂を使いたいだけでもどうですかという部分でいけば、今ほかのお客様がこことこの時間が既に入っていますし、当日来ていただいた時点で宿泊のチェックインしていただいた時点で個室風呂の状況については案内させていただきますという形で、今日まで進めてきているところでございます。だから、優先ということになりますと料金的には、宿泊者が優位なんですけれども、使いたいという頻度から言えば、予約を日帰りの方については受けていますので、そちらが日帰り優先という形になろうかなというふうなことを考えております。これが両方とも1時間あたり2,000円という予約制にいたしますと、今後宿泊者で宿泊予約のときに個室風呂を使いたいと言ったときに、今までですと当日来た時点で予約の状況によって可能、不可能ということでお返事させていただきますということになるのですが、今後は宿泊が予約があった時点で同じ利用者という見方をいたし

ますので、宿泊者であろうが、日帰りの方であろうが、既に予約が入っているかどうかという予約の空き状況で、今後利用できるというふうに考えておりますので、そういった利用者での差をつけないといったら表現おかしいのですけれども、同じ扱いをさせていただきたいということでございます。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 確認しますけれど、私もちょっとこれから利用者たちにそういうことを聞かれたらよく説明しておきます。今参事のほうからは、日帰りをまず優先させたい、やっぱり日中あいている間は。だけど、宿泊は来てからでなかったら、宿泊だって事前に電話は受けて、そして私明日泊まりますけど、3時に行ったら、3時から4時までということで、両方料金も同じだけど扱いも同じにすると。だけど、日帰りを優先させるのだと。あくまでも、そういうふうに言ってしまうと何か先に日帰りのほうが予約している人が優先だから、その辺が泊まり客が何ぼ申し込んでも、いつまでたっても日帰りが混んでいたら、せっかくあの風呂が魅力だねといっても入れないということもあり得るのではないかと私は心配しているわけです。そこが、ちょっとリピーターやなんかにとってはこれから落ちてくるのかなという感じがあったから今聞いたわけです。その辺がどういうふうに扱っていくのかなということで、さっきも山内君も言ったけど上手に説明して、きちっとした理解を得ていくということで。ですから、今セット料金だとかいろんなもの、パンフレットなんかもかわら版だとかいろいろ載ってますけど、この件については、やっぱりかわら版ではなくて、今度いろんなセット料金もお客さんにわかりやすい方法で周知していったほうが私はいと思います。宿泊も事前にそういう声が聞いてくると、そういうこともわかりますから、そういうことがなかなかみんなわかっていないのですから、私たちも今議論してわかりやすいような説明を今理解を求めているのですから、くどくどやっていますけど、よくわかりやすくひとつその辺はきちっと利用者に説明できるような形をしてほしいなと私は希望して言っているわけですから、もう一度お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 今の個室風呂の利用形態といいたまいますか、予約のシステムが先ほど申し上げましたように、日帰りにつきましては事前の電話予約で

オーケー、宿泊者については宿泊のチェックインをしたときに、実際に泊まられて来たときに、今現在はあいていれば個室風呂を利用できますよというご案内をさせていただいています。今回、先ほど摘要の4のところ、宿泊者の部分については、個室風呂を除くということでございますので、平成23年4月1日以降は、個室風呂につきましては、宿泊の予約のあった時点で個室風呂の利用の予約があれば予約可能。それからもちろん一般の利用客につきましても、事前に個室風呂の予約が可能ということになろうかと思えます。ですから、従来ですと宿泊者につきましては、行ってみないとわからないということでございましたが、4月からは事前に個室風呂を使いたいということをお願いいたしますと、その時間帯で用意ができるものはされるということでございます。従来は個室風呂を使いたいということで、宿泊予約があっても、それは当日来ていただいた時点であきがありましたら案内できますというお話ししかできませんでしたが、これからは個室風呂につきましては、宿泊者も日帰り入浴者も事前にいつ、何時から使いたいということが言われますと、その部分については適用がされるということで、何かちょっとわかりづらい部分もあろうかと思えますけども、このことによっていわゆる宿泊者も、それから日帰りの方につきましても、個室風呂につきましては、扱いは同一です。事前の予約も両方とも受けますという形にしたいということでございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 1点だけですけども、文言の表現の関係なのですけれども、4番目のただし書以降で、この限りでないというふうな形で、これは専門の人が見ればわかるのですけれども、通常お役所言葉はなるべくやめて、言葉の行革というふうなこともありますので、無料に対抗すれば有料になるし、条例で定める料金とするだとか、ずばり表現したほうがいいのではないかなと。一般の人が見たら、この限りでというのは何なのかなというふうなことで、ちょっと気のついたところで、検討に値するのであれば今回はいいですけども、もろもろ言葉の行革もやっているはずですから、その辺のところを十分に精査をいただきたいというふうなことで一言お話を申し上げておきます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 大変ありがとうございます。私ども、今まで条例の条立てといたしましては、こういう形がちょっと通例と言ってはおかしいのですけれども、今あるものからこの人は除くという表現でございました。そういった言葉の行革も含めまして、今後いろいろとこの条例に限らずだと思しますので、勉強させていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） いろいろ意見が出されて、最終的にどうか、そうすると個室風呂については、4月からは予約制であるというような表示というか、お知らせみたいな形にするという・・・。

（何事か言う声あり）

○9番（篠原眞稚子さん） しない、何もしない。料金がかかる、宿泊客だけが問題で後は全然関係ないのですけれども、いろいろ心配されているというのは、要するに宿泊のサービスが低下するのではないかというようなことで今議論されているのだと思うのです。提案者というかアンビックスは、私はアンビックスの社長がどうか、今言われているのは、この町というか、そのところに愛されない施設はということだから、多分日帰りで個室を利用したいという人が、いつも泊まり客とバッティングしていて利用できないと、そういうことは地域にとってはと、そういうこともあったのかなというふうに思ったのですけれども、それは思っただけではわからないのですが、4月以降もしそういうことになるのであれば、個室については完全予約制ですかというような、宿泊の人にもやっぱりサービスが低下しているのだなという思いが残らないような工夫というのは、私は大事じゃないかなというふうに思うので、それは行政がすることではないのかもしれないのですけれども、例えば8,000円で泊まっていた人が個室を利用すると1万円といういことになります。さっと計算するはずなのです。どういう付加価値をつけるかというようなことも非常に場所を設定するときには、選ぶときには大きな問題なのです。料理なのか、お風呂なのかというのは、これは重要な選び方の中にウエイトを占めてくると思うのです。ですから、私はこれに賛成ですけれども、トラブルとかそんなのではなくて予約制はきちっと予約制。そして

2,000円出すようになる人への、私たちが言うことではないのかもしれないのですけれども、利用客に何かそういう意味でのサービスが低下しているなというような思われなような工夫というか、そんなことをもしアンビックス社のほうに話ができることがあればお願いしたいなど。一言余計かもしれませんが、つけ加えていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 今予約制の表題といいましょうか、宣伝の仕方といいましょうか、そういったお話でございました。条例事項につきましては、こういう形で整理をさせていただきまして、実はもしこれが通ればということで、アンビックスのほうにも話しておりまして、各旅行雑誌、じゃらんですとか、そういったものに対する広告を打つ時期でございます。そういった部分では、この部分について個室風呂がこのようになりました暁には、そういった形での完全予約制という表現を含めまして予約を承りますということで、宿泊につきましてもということで表現をさせていただくような準備をさせていただくようになると思います。

また、あわせてホームページ等でごらんになって利用される方も多いと聞いておりますので、これがはっきりしました段階におきましては、そういった今ありますランプの宿森つべつのホームページ上でもそのような形、あるいはその他アンビックス自体が、例えば大東新聞店さんで出しておりますかわら版等にいろいろと出しますけれども、その折等も含めて、そういった内容の周知といいましょうか、そういったこともあわせて進めていきたいと、お話をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今ちょっと参事のほうからお話がありまして、その完全予約云々という話でございました。確かに予約の受付段階では、当然それが出てくるかというぐあいに思います。ただ365日開いている施設であります。このすべての時間が、すべて予約で埋まるとは思っておりません。今の状況からいけば当然。そうすると当日たまたま来られた方も、あいている時間があればそれは当然使えるというようなことは当然かというぐあいに思いますけれども、その辺についても補足させていた

だきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今のお話は、完全予約と書いてあっても当然そこに行けば、それはそうだと思うのです。ちょっと聞き漏らしていたらあれなのですが、やはりトラブルが一番問題、予約制であったのにずっと埋まるとか、あら予約制でないねというようなこともあるかもしれないのですけれども、じゃらん等に出されるときには、やっぱり今度はきちっと家族風呂についてはというのを明確な数字を入れるべきかなと。それもまた入れないでいると料金の設定でいろいろ問題になっているようなところもあるのですけれども、やはりお客さん商売というのは小さなことでもトラブルが大きくなってしまわないようにするという事は、知らせられる情報はきちっと事前にお客様には知らせるといふようなことがすごく大事かなというふうに思うので、個室風呂については余計なことかもしれないのですけれども、無料というふうに書かれていたら、そこにはきちっと数字を入れて、そしてわかってもらうといふようなことが大事かなというふうに思うので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 先ほど篠原さんに申し上げた内容と同じこととございますけれども、今そういった内容でじゃらん等ほかの広告媒体につきましても、そのことを個室風呂の表記の仕方というものを前提に皆さんに周知をしていくということを考えておりますので、そういう進めでいきたいと考えております。

また、今後個室風呂の利用がどのようになっていくのかというのも今後また見ていかなくはないと思いますけれども、こういったプラスワンの魅力というものをなるべく引き出すような形で進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） これは委員会の中でも、かなりいろいろ議論していますからあえて言う必要もないのかなという感じがしますが、ただ私なりに感じるところを申し上げれば、やはり当初このランプの宿のスタート段階、非常にイメージ的にも非常に厳しい状況の中でのスタートの中でありましたけれども、今の状況からすれば宿泊

の関係が前回の説明からいったら 51%、しかし、そのほかについては、ほぼ 100%あるいは 100%以上に近いような状況ということで、当初の出発からすれば、言われていたのは信用を取り戻すのに 3 年はかかるよという、この状況の中でもかなりそういった部分では、利用される方が非常に多くなってきているのかなという感じを私なりに受けているところであります。先ほどからそれぞれの方から話しておりますが、ただ私が心配するのは宿泊の関係であります。やっぱり先ほど参事のほうからも言われましたように、宿泊者についてはこれが大きな一つの目玉としてやりますよという、こう中での取り組みだったと思うのです。このことによって、今後宿泊者数が激減する恐れがあるのかなのかというところ、ちょっと懸念するものですから、そういったところが、プロのほうの考えですから、そういう心配はないと思うのですけれども、もしそういったところがあるかどうか含めてちょっとお聞きをしたいなというふうに考えています。条例の改正については、スタートした段階で不都合があれば、これは当然その時点でまたいろいろ改善をしながら、よりいい方向に向けて取り組んでいくということも一つの方法ですから、そのことについて私もどちらかといえば宿泊者含めて非常にその中で問題が生じないような取り組みをすとなれば、これも必要なのかなという感じはしていますけれども、ただ今言いましたように一つの目玉として取り組んでいる形の中で、この後宿泊の関係について問題があるかないか、その辺について参考までにお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 個室風呂を宿泊者に対して有料とした場合に、その影響についての心配でございます。私ども同様のちょっと心配をいたしまして、ここ提案をいただいた折に、いろいろとお話をさせていただいて、またあえてもう一回確認のために、ちょっと従業員の方も含めて実際に接客されている方も含めて、ちょっとお聞きしたところございまして、その雰囲気から申し上げますと、これはまたやってみないとわからないので、あんたあのときこう言ったじゃないかと言われてしまえば、それまでの話でございますけれども、お聞きする限りにおいては 3 時なり 4 時にチェックインをされて、実はいろんなサービスがある中で、こういうサービスもありますよというお話をしたときに、ああそうですか、それであればということで、

個室風呂があいているときにしか案内できませんけれども、こういう状況ですよというお話をしたら、そうですか、そうしたら使ってみましょうかということで、最初から個室風呂を目的に来られる方は、まだ1年もたっておりませんので町外の方も多いものですから、インターネットでチェックされている方もおりますけれども、来て、そういうサービスがあるのだねということで、気づかれる方が多いというふうに聞いております。もし、これが有料になった場合、例えば極端な話ですけれども、なんだ有料なら俺泊まるのちょっとやめるわといいたいまいしょうか、やめるわという声になるだろうかというお話をちょっと何人か現場の方にお聞きしたのですけれども、それは今の時点ではちょっと考えにくいですと。皆さん利用された方は、大変プラスの要素としてよかったですというお話をされておまして、その部分で言えば、今度また別な家族を連れて来ますね、みたいなことのお話をされているようです。先ほども申し上げましたが、個室風呂がよかったということで、その後日帰りの個室風呂利用ということでは、リピーターになった方も何人かいらっしゃるというふうにお聞きしておりますので、これは先のことは、ちょっとどうなるのかというのは、わからない部分でございましてけれども、それだけの2,000円を出したとしても価値のあるものだというふうにお客様は皆言っていたという認識でございまして、個室風呂が有料ということになったといたしましても、その部分につきましては、そう変化はないものだろうというふうに私ども想定をいたしておりますので、今の現状についてご報告させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 今の説明で大体中身的に理解をしたところであります。私もこの近辺のホテル等も含めて宿泊したときに、結構個室風呂というのはあるのです。けれども、個室風呂入る入らないは別として、ちょっと何回か見せてもらったことがあるのですが、それからいけばやっぱり津別の今のヒノキでできた個室風呂というのは、やっぱりそういった目では、これだけ利用されているということは、それだけやっぱり重要な、つくってよかったのかなという感じもしておりますけれども、いずれにしても今言われたように、このことによってサービスの低下がするようであれば、やっぱり問題があるわけですから、ぜひそういったことのないように今後進めていただ

ければと、このように考えてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後2時 1分

再開 午後2時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第10号 津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第10号 津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

改正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり条例の内容の一部に誤りがあったため、昨年下水道管理センター用地内に設置されておりますし尿受け入れ施設について、下水道の目的外使用にあたるとの指摘により、道に対して目的外使用申請を行っておりましたところ、この申請業務の中で条例第4条の表の内容について誤りがあると指摘され見つけたものであります。そのために改正整備をしようとするものであります。

それでは、内容について説明いたしますので、説明資料の最後の6ページをごらんになっていただきたいと思っております。第4条の別表についての改正になりますが、まず位置についてであります。位置については「網走郡津別町字達美 186 番地 11・20」を「網走郡津別町字達美 186 番地 13」に改めます。

続きまして、処理方法については、「オキシレーションディッチ」を「オキシレーションディッチ」というふうに変更します。この施設の名称につきましては、記載について今発音しましたとおり表記は「ディッチ」というふうになっておりますが、これを「ディッチ」という今風の表記に変更するというふうになるものです。発音に近い表記に変更ということになります。

続いて処理能力についてですが、「一日最大 3,830 立方メートル」を「一日最大 3,480 立方メートル」に変更するものです。この処理能力につきましては、最終沈殿値の能力の基準が変更になったことがありまして、このために下水道認可計画の時点に変更をしたところなのですが、計画は変更したのですが条例のほうまで変更をしていなかったということで、今回認可変更の数値にあわせて変更を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第11号

○議長(鹿中順一君) 日程第13、議案第11号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について(相生総合交流ターミナル施設)から日程第15、議案第13号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について(津別町21世紀の森キャンプ場等)までの3件については、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第11号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について(相生総合交流ターミナル施設)から日程第15、議案第13号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について(津別町21世紀の森キャンプ場等)までの3件を一括議題とします。

議案第11号から順次内容の説明を求めます。

企画財政課参事。

○企画財政課参事(石橋吉伸君) ただいま上程となりました議案第11号、議案第12号、議案第13号につきましてご説明申し上げます。

今回、津別町公の施設に係る指定管理者の指定ということで、それぞれ4施設ともこの度の3月31日をもって前回指定を受けました期限が切れるということでございます。本件の趣旨につきましては、今回それぞれ4施設ともいわゆる津別町公の施設に

かかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条に基づきまして、公募によらない選定という部分でございます。経過を申し上げます。公募によらない指定管理者候補者の選定等ということで、津別町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条の規定の中に、町長は施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず津別町が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体（出資団体等を言う）を指定管理者の候補者として選定することができるとうございまして、この度の4施設とも公募によらない選定を行ったところでございます。過日、2月14日、役場庁舎内におきまして指定管理者選定委員会が開催をされまして、1点目、過去6年間の実績。2点目、今後とも施設目的を効果的、効率的に達成することが見込まれる。3点目に、地域等の活力を積極的に活用して事業を実施することが相当期待できるということから、本施設4件とも引き続き指定管理者としてふさわしいという選定がされたところでございます。

改めまして、議案第11号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、1. 施設の名称等、津別町字相生83番地1、津別町相生総合交流ターミナル施設。2. 指定管理者の名称等、津別町字相生83番地1、株式会社相生振興公社 代表取締役 佐藤正敏。3. 指定の期間、平成23年4月1日から平成26年3月31日までという内容でございますので、地方自治法244条の2第6項の規定によりましてご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 続きまして、議案第12号につきまして内容のご説明を申し上げます。

指定管理者の選定経過につきましては、先の議案第11号で説明いたしましたので、内容と同様でありますので議案書の記以下より説明申し上げます。

1. 施設の名称等、津別町字共和550番地ほか、津別町堆肥製造施設。2. 指定管理者の名称等、津別町字大通33番地、津別町農業協同組合 代表理事組合長 山下邦昭。3. 指定の期間、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とする

ものであります。

以上、内容のご説明を申し上げましたのでご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 議案第 13 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

この施設につきましても、議案第 11 号で説明申し上げましたとおり、引き続き現指定管理者を引き続き指定しようとするものでございます。施設につきましては、公園条例に規定してございます 2 つの施設でございます。最初に、津別町字豊永 127 番地ほか、津別 2 1 世紀の森キャンプ場。次に、津別町字共和 130 番地 1、つべつグレステンスキー場であります。指定管理者は、津別町字幸町 41 番地、株式会社津別町振興公社 代表取締役 佐藤多一であります。指定期間につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 12 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 11 号から議案第 13 号までの 3 件については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 14 号 平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第 14 号 平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）につきましてご説明を申し上げます。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。

第 1 条につきましては、歳入歳出にそれぞれ 931 万円を追加し、補正後の予算の総額を 53 億 3,422 万 1,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、提案理由にもありますように保育所運営経費、除排雪経費及び給与費を主に時間外手当の補正、これまでに確定を見ております経常経費、投資的経費等の精査を主なものとして補正予算を編成したものであります。

なお、経常経費等の事業精査に対する補正については、主なものを説明しますので、

よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、歳出から説明いたしますので、10 ページから 11 ページをお開きいただきたいと思います。総務費、総務管理費、一般管理費、総務管理経費の 7 節、賃金は、産休代替臨時職員の精査により減額し、9 節旅費については、台湾行政視察中止及び事業精査により減額補正をお願いをするものであります。次の電算化推進経費の 19 節負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金の減額は、当初予算に計画していたログ管理システムについて、平成 22 年度導入見送りになったことから減額補正をお願いするものであります。

次に、12 ページから 13 ページをお開きいただきたいと思います。13 ページ上段の地域情報化経費の 14 節使用料及び賃借料は、本年度におきまして電柱の添架料がなかったことにより減額補正をお願いするものであります。次の財政管理費、財政調整金積立金は、地方交付税の特に普通交付税の再算定及び一般会計補正予算全体の事業精査に伴い増額積立をするものであります。次に、財産管理費、公用車維持管理経費、11 節需用費の修繕料につきましては、車両物損事故修繕料として増額補正をお願いするものであります。

次に、14 ページから 15 ページをお開きいただきたいと思います。15 ページ上段の土地開発基金積立金につきましては、道道津別陸別線の改良に係る町有地売り払いに伴う積立分として増額補正をお願いするものであります。次に、企画総務費、地域振興基金積立金は、基金利息積立の精査と屋仲寛様の教育費寄附金として増額補正をお願いするものであります。次の企画開発費、森の健康館管理業務は、17 ページをお開きいただきたいと思います。18 節備品購入費は、加熱調理器の厨房機器購入といたしまして増額補正をお願いするものであります。次に、企画振興費、ふるさとつべつ応援基金積立金は、3 件分のふるさと納税制度による寄附金として増額補正をお願いするものであります。

次の徴税费、税務総務費、税務事務経費の 13 節委託料は、事業精査及び国税連携共同型エルタックス審査システムの町負担がなくなったため減額し、19 節負担金補助及び交付金は、国税連携による確定申告支援システム改修負担金が今年度 G タウン対応の処理となったことから減額補正をお願いするものであります。

次に、20 ページから 21 ページをお開きいただきたいと思います。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の地域生活支援事業経費は、利用者の増により増額補正をお願いするものであります。次の重度心身障害者医療費助成経費は、扶助費の精査により減額補正をお願いするものであります。次の介護サービス事業特別会計繰出金は、事業精査及び指定寄附として増額補正をお願いするものであります。

次に、22 ページから 23 ページをお開きいただきたいと思います。23 ページ上段の老人福祉扶助費等は高齢者除雪サービスにおいて、高台町、本岐地区において業者委託化に伴い増額補正をお願いするものであります。次の人材活用センター除雪経費は、社会保険料率改定に伴い人件費の増加として増額補正をお願いするものであります。

次の児童福祉費、児童福祉総務費、児童手当等扶助費は、支給額確定に伴い減額補正をお願いするものであります。次の子ども手当等扶助費は、支給額確定に伴い減額補正をお願いするものであります。

次に、24 ページから 25 ページをお開きいただきたいと思います。保育所費、保育所運営経費は、特別支援児の増加に伴い人件費の追加として増額補正をお願いするものであります。

次の衛生費、保健衛生費、予防費、健康増進事業は、事業精査として減額補正をお願いするものであります。次の母子保健推進事業は、事業精査として減額補正をお願いするものであります。

次に、26 ページから 27 ページをお開きいただきたいと思います。27 ページ上段のし尿処理施設管理経費は、その他事業に事業間流用したため補正をお願いするものであります。

次に、28 ページから 29 ページをお開きいただきたいと思います。清掃費、塵芥処費、塵芥収集経費は、塵芥収集及び粗大ごみ収集業務料の精査により減額補正をお願いするものであります。次の生ごみ処理経費は、津別町大空町の生ごみ処理料の精査により減額補正をお願いするものであります。

次の農林業費、農業費、農業振興費、農業経営基盤強化資金利子補給は、対象者の増により増額補正をお願いするものであります。

次に、30 ページから 31 ページをお開きいただきたいと思います。農林業費、林業費、

林業振興費、森林 J－V E R 事業経費は、モニタリング調査業務等の精査によりまして減額補正をお願いするものであります。

次に、32 ページから 33 ページをお開きいただきたいと思います。土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費の建設機械管理経費の 11 節需用費の修繕料は、機動車両の事故修繕として増額補正をお願いするものであります。次の道路除排雪経費は、今後の除排雪を見込み除雪委託路線、排雪ダンプ借上料を見込み増額補正をお願いするものであります。

次に、34 ページから 35 ページをお開きいただきたいと思います。住宅費、住宅管理費、町営住宅管理経費の除排雪経費は、今後の除排雪を見込み増額補正をお願いするものであります。次に、住宅建設費、まちなか団地建設整備事業は、13 節委託料の登記関係書類作成業務につきましては、まちなか団地 I 工区 A 棟、B 棟の建物登記関係図面業務委託として増額し、その他の関係諸費につきましては、事業完了として減額補正をお願いするものであります。

次に、消防費、災害対策費、防災対策経費は、災害時要援護者名簿作成に係るパソコン用ソフトの購入として増額補正をお願いするものであります。

次に、38 ページから 39 ページをお開きいただきたいと思います。教育費、教育総務費、義務教育振興費、義務教育振興事業経費は、19 節負担金補助及び交付金の負担金において、活汲小中学校全国小中学校、全日本リコーダーコンテスト参加負担金として予算計上し、交付金につきましては、活汲小中学校林分収金の精査により増額補正をお願いするものであります。

次に、42 ページから 43 ページをお開きいただきたいと思います。社会教育費、会館管理費、公民館管理経費は、変圧器絶縁油、空調機ノズル取替え修繕及び電気料金の精査により増額補正をお願いするものであります。

次に、保健体育費、保健体育総務費、社会体育事務経費は、ソフトテニス全国大会派遣費補助として増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りいただきたいと思います。4 ページを開きいただきたいと思います。地方交付税、地方交付税、地方交付税の普通交付税は、平成 22 年 10 月 8 日閣議決定されました円高デフレ対応のための緊急経済対策に基づきまして、平成 22

年度の国の補正予算により、普通交付税が再配分されたことに伴い増額補正をお願いするものであります。

次の分担金負担金、衛生負担金は、大空町の生ごみ処理料の精査により減額補正をお願いするものであります。

次の使用料及び手数料、使用料、総務使用料は、バス運賃収入の精査により減額補正をお願いするものであります。

次の国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金は、児童手当、子ども手当の精査によりまして減額補正をお願いするものであります。

次の国庫補助金、農林業費国庫補助金、林業費国庫補助金の地域住宅交付金は、木質ペレットストーブ導入支援事業の事業精査により減額し、森林 J - V E R 事業者支援事業補助金につきましては、認定調査業務等が環境省から専門業者に対し直接補助となったことから減額補正をお願いするものであります。次の土木費国庫補助金、住宅費国庫補助金、地域住宅交付金は、豊永団地屋根外壁張替え改修工事、町営住宅等長寿命化計画策定業務、まちなか団地建設整備事業の事業確定により減額補正をお願いするものであります。次の道路橋梁費国庫補助金、社会資本整備総合交付金事業は、社会資本整備総合交付金の効果促進事業において、雪寒指定路線除雪費、高齢者障害者住宅除雪費、高齢者、障害者の除雪サービスとっておりますけれども、その事業が該当となりましたことから増額補正をお願いするものであります。

次に、6 ページから 7 ページをお開きいただきたいと思います。財産収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入の土地貸付料は、町有地を現場事務所等に貸し付けたために増額補正をお願いするものであります。次の利子及び配当金の地域振興基金利子収入は、基金利息の増額補正をお願いするものであります。

次に、8 ページから 9 ページをお開きください。財産売払収入、生産品売払収入の素材売払収入につきましては、歳出で申しあげました活汲小中学校林分収金の確定に伴い増額補正をお願いするものであります。次の不動産売払収入は、土地売払収入につきましては、道道津別陸別線改良工事に係る道路用地として売り払いしたものの増額補正をお願いするものであります。次の物品売払収入につきましては、かつていきいきふるさと推進事業で実行委員会で整備をしましたスキー競技用掲示装置などの機

器につきまして、十勝スキー連盟に売り払いをすることとして増額補正をお願いをするものであります。これにつきましては、実行委員会で整備したものをスキー場が廃止することに伴い町に移管されたものでありますけれども、そこを今十勝スキー連盟に売り払いをするものであります。

次に、寄附金、寄附金、総務費寄附金につきましては、ふるさと納税による分といたしまして増額補正をお願いするものであります。教育費寄附金については、柏町、屋中様からの指定寄附といたしまして増額補正をお願いするものであります。次の民生費、寄附金については、大通り廣瀬肇様からの指定寄附として増額補正をお願いするものであります。

次の繰入金、基金繰入金、基金繰入金、地域振興基金繰入金については、青少年海外研修事業の確定によりまして減額補正をお願いするものであります。次の丸玉産業森づくり基金繰入金につきましては、愛林のまち緑資源を守る推進事業の事業精査により減額補正をお願いするものであります。

次の諸収入、雑入、雑入、事故共済金につきましては、町営バス1件、集中管理車公用車1件の事故共済金として増額補正をお願いするものであります。

次の町債については、公営住宅建設事業の確定によりまして減額補正をお願いするものであります。

第1表にお戻りいただきたいと思っております。第1条第2表第1表につきましては、ただいま歳出、歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりとするものであります。

第2条第2表の継続費補正につきましては、まちなか団地Ⅰ工区買取事業の年割額の変更に伴い、継続費総額の補正をお願いするものであります。

第3条第3表の繰越明許費につきましては、本年1月21日開催の第1回臨時議会でご承認をいただきました国の緊急経済対策に伴い、きめ細かな交付金の事業につきまして、地方自治法第213条第1項に基づき繰越明許費を設定するものであります。

第4条第4表の債務負担行為の補正につきましては、農業新規参入者支援事業におきまして、期間及び限度額の補正をお願いするものであります。

第5条第5表、地方債の補正につきましては、事業完了による額の確定により補正

後の総額を4億9,737万円とするものであります。

以上、説明いたしましたので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 歳出のほう17ページ、上段のほうにあります森の健康館の関係でございますが、便器のコーティング業務につきまして、確か12月に補正を42万しているところですが、今回減額14万3,000円、12月に補正して14万3,000円を減額したところでございますが、その当時どういふ見積もりをしたのか、また実際この14万3,000円減額でできた内容についてお伺ひをしたいと思います。

それから、27ページの保健師の設置費の中で、今回給与費で677万3,000円を大きく減額しておりますが、この内容についてお聞きしたいのと、これはいつ頃そういう状態が発生したのかお伺ひをしたいと思います。

次に、次のページの29ページ。清掃費の塵芥処理費、委託料、これ一般廃棄物の埋立て処分場の関係ですが、これにつきまして委託料の44万1,000円を今回減額をしているところですが、当初予算110万程度だったと思いますが、これだけ減額になった要因と当初どういふ見積もりだったのか、そこらあたりについて、また実施については予定どおりやられたのかどうかお伺ひしたい。

次に、43ページ、社会教育費の総務費関係の43ページの上段にあります給与費の関係についてお伺ひしたいと思います。今回職員手当で時間外を41万補正しているところですが、時間外につきましては、全体の給与費の4%という枠でそれぞれ予算に配分されていることだと思いますけれども、今回この社会教育のほうで41万円を追加したことと、12月の時点でまた補正をして今回また補正をしている。12月に95万ほど補正をして今回41万をしている。先ほど申し上げたとおり全体枠の4%で時間外については組んでいると思いますが、全体調整でこのことについてカバーできなかったのかどうか含めて、それからこの当初予算の4%枠よりオーバーに増えて270万ぐらいになるとは思います。この業務について、このふえた業務の内容につきましてお伺ひをしたいと思います。

同じ43ページの毎年青少年の海外研修派遣事業を行っているところですが、この77

万 6,000 円を今回減額しておりますが、通常だったらそんなに減額はないのですけれども、その指導者研修とあわせて、指導者研修は当初予算そのまま減額としている、そういう中身になっておりますけれども、これについてどういうことでこれが減額になったのかお伺いをしたい。

それから、同じ 43 ページの公民館管理経費、これにつきまして需用費の電気料につきまして 76 万追加をしているところです。当初予算の見方がどうだったのかわかりませんが、当初 511 万 8,000 円の電気料の予算を組んでおりますけれども 76 万を今回補正をしている。これにつきましては、通常であればこんなに補正はないかと思うのですけれども、どういうことで、この 76 万のふえたことにつきましてお伺いをしたいと思います。

以上につきまして、よろしくお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 今ご質問のございました 17 ページ、森の健康館管理業務でございます。一番上の便器洗浄コーティング業務でございます。当初山内議員おっしゃられたとおり 42 万円の補正をいただきまして行ったところでございますが、42 万のうち事業内流用が 10 万 3,000 円でございます。修繕等に、需用費に流用がございます、10 万 3,000 円。それから、便器洗浄コーティングが 17 万 3,250 円ということでございまして、差し引き 14 万 3,000 円を減額させていただきました。当初 42 万の見積もりでございますけれども、森の健康館の便器 11 か所予定をいたしまして、当初業者より見積もりをとったところでございます。その後、再度実施すべく見積もりをとりましたところ、実際のところは 17 万 3,250 円でおさまりました。中身の比較につきましては、便器そのものの工賃は変わらないのですけれども、札幌の業者でございまして、その分のいわゆる諸経費の部分、この部分を今回につきましてははなしで対応したいということで申し出がございましたので、それではそのように内容等についても、成果品についても同じであれば結構でしょうということで 17 万 3,250 円を額として確定したものでございます。その後機械等の故障がございまして 10 万 3,000 円を需用費に流用したということでございまして、その結果 14 万 3,000 円が額の確定ということで、この度減額させていただくということでございます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 27 ページの保健師の設置費の関係の給与費の減額ですけれども、これは育児休業取得者3名おりまして、復職、休業というようなことの出入りがありまして、計画は出されているのですけれども、いつ復帰されてもいいような予算措置をしているということで、この分については計画通り休業されたということによる減額であります。

それから、43 ページの時間外の関係でありますけれども、全体的に時間外はここ数年4%枠で予算措置しておきながら、最終的には5%前後というような決算時にはそういったような状況になっているということでもあります。ここ5年間見ても10数人、15人以上の職員減というようなことがやはり私は影響しているのではないかなというふうに思っているところです。それに加えて分権、あるいは最近の地域主権改革、そういったことに伴いまして業務の地方への移譲、そういったものも進んでいるというようなことで、決して業務量が減っているという状況ではない中で職員が減っているということが影響しているのではないかなというふうに思っているところです。そう言いながらも縮減に努めたいということで、時間外の事前命令、あるいは毎週金曜日はノー残業デーというようなことで職員に周知をして、なるべく時間内で業務を済ませるようにということで督促はしていますけれども、なかなかそういう計画通りにはいかないという状況にあるということをお承知いただきたいというふうに思います。

社会教育費のところにつきましては12月で補正し、また補正ということでもあります。12月の段階では、補正の締め切りが11月上旬ぐらいというふうなことでありまして、この間秋に業務がかなりふくそうするというようなことがあります。社会教育につきましては、やはり夏場の合宿時期、それから12月ぐらいにかけて、かなり時間外が発生するというようなことは私も承知しておりますけれども、これはほかの方法で解決できる方法は今のところ見つからないということで、これは時期的なものでやむを得ないのかなと。予算担当の者が12月から3月中に時間外が恒常的に発生するというようなことと同じように、これは業務の特殊性上、土日の業務が多くあるという部分でやむを得ないのかなというふうに思っているところです。

いずれにいたしましても、今年につきましては時間外が12月に440万補正し、また

今回も補正するというようなことであります。これは要因といたしましては、まちづくりセンターオープンの準備に係る残業、それから昨年末から今年にかけて雪が降るといふふうになると必ず土日にかけてということで休日の除雪、それから恩根、大昭等の水道の断水、その対応というようなことで、そういったしばれもきつかったというようなことで水道管の破裂、そういったことに対す措置が数日かかったというようなことで、そういったことがいつもの年よりも多く時間外が発生しているというような状況でありますので、全体的には縮減に努めてまいりますけども、そういった要因があるということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山口善勝君） 一般廃棄物最終処分場管理経費でございますけども、これ最終処分場の周辺地下水水質検査ということで、従来からやっている調査でございますけども、これについては3社の競争入札ということで入札をし、落札率 63%程度ということで、かなり低い落札率というふうなことで、北海道エアウォーターが請け負った事業でございます。これについては、従来北海道エアウォーターというのは、こういう地下周辺の水質調査が最も得意にしているというようなことも聞いておりますが、この積算については建設部の委託の中にあります積算資料について積算しております。見積もりだとかそういうものでございませぬので、比較的準公共の設計ということでございます。これについて下がった分で明年、毎年やるものですが、明年度も下がった部分で設計ということにはならないと。ということは、競争入札でございますので、その時々状況によって若干違ってくることもございますので、町としては積算調書に基づいて毎年同じような予算をとっていくというような形になると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） 43 ページの時間外の関係、ただいま総務課長のほうで答えをしていただきましたけども、私のほうからも若干お答えをしたいと思いません。

確かに、社会教育、年間を通して庁舎の中でも時間外の多い職場というふうに認識しております。どうしても業務の性格柄土日に事業を組むというふうなことが多ござ

います。したがって、全体的には時間外が増えてくるというふうな要素を持っております。そこへもって平成 22 年の 4 月には、一般職、公民館の事務所に 8 名いたわけですが、人事異動によりまして 7 名に 1 名減になったというふうな状況がございます。さらには、昨年 12 月に給食センターの職員の早期退職に伴いまして、1 名公民館からセンターのほうへ配置替えしたというふうな経過もございます。そういうふうなことからどうしても時間外が多くなったというふうな状況でございますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

それから、2 点目の海外研修の 77 万 6,000 円の減額の要因ですが、これにつきましては従前高校生 5 名と、それから指導者、町の職員 1 名、高校の教員が 1 名と 7 名で事業を実施しておりましたけれども、本年につきましては指導者 1 名ということで、高校の先生が 1 名と生徒さん 5 名、6 名で実施をしたところでございます。したがって 1 名分の執行残というふうなとらえ方でご理解いただきたいと思っております。

それから、指導者研修の 4 万 2,000 円の減、未執行のような形になりますが、実はこれは例えば足寄の青少年の家というようなところで指導者研修、リーダー研修、子どもたちの指導者研修みたいなものも実施されるわけなのですが、このために予算計上しておりましたけれども、本年度につきましては、船橋、南アルプルの交流事業と時期が重なったことによりまして参加をしていないというふうなことで 4 万 2,000 円の減額となりますので、どうかご理解願います。

それから、最後は、電気料の関係です。今回 76 万円の追加というふうなことで、ご質問いただきましたけれども、電気料については、平成 21 年度の実績額で 501 万 4,000 円ほど支出をしております。平成 20 年については 579 万 9,000 円、平成 19 年度ですと 555 万円ほどの支出というふうなことで、年度によってかなりばらつきがあるわけですが、実は公民館の電気設備というのは、いわゆる高圧電気を使用しておりまして、北電とは高圧受電契約というふうなちょっと特殊な契約になっておりまして、この高圧電力の料金算定の方式というのが、ただ単純に使っただけの料金に対して幾らというふうな算定ではありませんで、過去 11 か月間の中で最大使われた電力量、これをベースに 11 か月間料金算定をされるものですから、具体的に言いますと平成 22 年、去年の 2 月に最大電力量、使用電力量が 161 キロワットというのを記録しているのです。

これをベースに11か月間基本料金が算定されますので、当初見込んでいた料金よりも大幅に増額になったというふうなことでありますので、どうかご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） お答えいただきましたが、17ページの健康館のことについては一部流用したと、これは突発的なことがあったのかと思います。よくわかりませんが、札幌の業者が経費なしでやってくれたということでお答えいただいたわけなのですけれども、このことについてどういう経過でなったのかちょっとわかりませんが、そういうお答えでわかったところです。

27ページの保健師の関係について私が言っているのは、このことの677万3,000円の減額について今が正しかったのか、その前の12月が正しかったのかということで質問したわけですが、そのためにこのことが判明した時期について一応再度できればお答えいただきたいのと、こういうものは早く整理すべきでないかと、そういうことで私は質問したわけです。

それから、43ページの時間外のことについてお答えをいただいたところです。私が言うのは、今課長のほうから職員が2名減ったこともあり、業務のこともあると。これをなぜ質問するかというと、これを割り返すと40万近い1人の時間外になるということなのです。土日勤務していると、振り替えをとっているのか、とっていないのかわかりませんが、これをずっと続けるならば、やっぱり職員の負担も当然出てくるだろうし、健康の問題も出てくると。適正な職員の配置がされている中の事業なのか、それを私はちょっと疑問視するから聞いたわけです。社会教育のみならず、数字は出ていませんけれども、今後職員の定員の部分、または今後ベテラン職員が当然退職をする。そうした中で事務事業は増える。そうした中の行政全体の仕事のことについて、職員の負担及びそういうものが年々出てくるという心配から今回質問させていただいたわけです。

公民館の職員、給食センターに一時行ったのは暫定的だと思いますけれども、そのあたりについて、できれば考え方についてお伺いしたいと。

それから、青少年のことについては、わかったわけです。ただ、私町長の行政報告の中でもニュージーランドであれだけの地震が起きて、何ら触れていないということについてあそこで質問するわけにはいきませんので、やはり何年もニュージーランドの北のほうに研修に行ってお世話になっている観点から、国全体がああいう大きな地震に見舞われているときに、津別町として何ら考えているのかどうかわかりませんが、それあたり行政報告の中で触れるべきでないかと、そういうことを今回お聞きしたいと思います。

それから、公民館のことにつきましては、実は電気料を節約したいということでロビーの照明器具を省エネの設備に実は変えて予算昨年やっているところです。それにもかかわらずこれは増えるというのは、算定の基準が変わったにしても相当大きな金額になっているなど、そういうことをちょっと感じたものですから、再度このあたりについてお伺いをしたいと、そういうように思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 27 ページの保健師の給与費の減額の関係ですけれども、復帰時期もありまして、12月に復帰したのもあったということで、そうすると12月の補正に間に合わなかったということでありますけれども、じゃあほかの分はどののだということもありますので、今ご指摘のあった分については適正な処置ができるように事務処理をしていきたいなというふうに考えているところでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、43 ページの時間外の関係、適正配置の関係も申されましたけれども、先ほど担当の課長のほうからも申しあげました通り、やはり土日の時間外、それから季節的に業務のボリュームが多くなるというようなことで、通年であればそういったことも十分考慮しながらの配置ということになるのですけれども、今承知している範囲の中ではやはり夏から秋にかけてというところが一番ピークになるということで、通年というふうにはちょっと私のほうも理解しておりませんので、現状の中で何とかやり繰りしてほしいということをお願いしてきているところであります。

それから、社会教育のほうから給食センターのほうに1名退職により急遽配置いたしましたけれども、これにつきましても学校教育、それから社会教育、教育委員会全

体の中で何とか対応できないかと。今現在他の部署からということも考えられるのですけれども、今現在やっている業務の用務処理の関係、それから住民サービスの関係、どちらが影響が大きいのかというようなことも十分考えた上で、何とかグループの中で対応してほしいということで、そういった了解を得て社会教育の中から対応していただいているということでもあります。

新年度についての対応については、副町長、町長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） 最後の質問の公民館の電気料ですが、確かに昨年LEDランプに交換をさせていただいて、60個ロビーの電球を交換しております。LEDランプというのは、ハロゲンランプに比べて性能的に節電効果が高いというふうなことで予算をつけていただいた経過がございますが現在も使用しております。しかしながら、公民館のロビーは、常時60個の電球すべてつけているような状況ではございませんで、必要最小限度の部分だけを明かりをとめているというふうな状況でございます。そこで多少節電の意識も働かせながらということなのですが、それと公民館の電気料は、農トレの電気料とメーターが1本でございますが、あの大きな両施設一体で電気料が算定をされております。ですから、確かにLEDランプに交換したことによって、多少なりは電気料そのものは減ってはいるのだらうと思います。電気使用料も減ってはいるのだらうと思いますけれども、それがなかなか顕著に現れてこないというのが現実でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、ニュージーランドの件でございますが、ニュージーランドの高校生派遣の事業、議員おっしゃるとおり北の島のほうへ派遣しておりまして、今回大きな地震があった後に状況はどうなのかなというふうなことで、ちょっと旅行会社のほうなんかなにも問い合わせした経過がありますが、北のほうは何ともなかったのだというふうなことで、日頃お世話になっていた区域では、大きな障害はなかったというふうな、こういう受け止め方をしております。それで、今までいろいろ何年もお世話になってきておきながら、ニュージーランドへ何か考えはないのかというふうなお話ございましたけれども、今のところは特に行動を起こしていないのが状況でございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 時間外等に絡んで山内議員のほうから質問がございました。議員も一定のことでは御承知かというぐあいには思いますけれども、昔は時間外等については7%なり、8%なりというそういう時代がございまして、それを基準に給与総額に掛けて予算化をしていたというような状況であります。これは、財政状況も踏まえて4%で何とかということを進めてまいりました。ただ、総務課長も言った通り状況に合わせて今5%台ぐらいになってくるような今自体というぐあいになっております。ただ、私どものほうの判断としては、この5%台においてもこれで済んでいるというようなことについては、他の町村よりは間違いなくこれで済んでいるのかなということ、本当に職員の努力に感謝しているところでもありますけれども、ただ、職員の健康管理だとか、そういうことを踏まえていったときに議員ご指摘のとおりこの辺はどうなのかという問題は少しあろうかというぐあいには思います。特に今回出ておりました社会教育の関係でいけば、もともとやっぱり時間外がどうしても土日等含めて、そして夏場を中心としてどうしても多いというようなことで、あそこにいる職員数は他の課の職員数と比べても、やっぱり各課の中ではトップクラスの時間外が多くなっているということは、これは紛れもない事実だというぐあいには思っています。ただ、土日が多いということも含めてありますけれども、この中で振り替えできちっととれているのかどうかということでもありますけれども、ぜひそういう100%とっていただきたいというのが私の考えであります。やっぱりなかなかそこは難しいところもあるのかなということ、100%はという形には、だからいけないだろうというぐあいにはちょっと思っているところではあります。

あと、業務が全く減っていないというような状況がありますので、今後の対応はどうしていくのかということもあろうかと思えます。それで、議員ご指摘のとおり、この後の大量退職に向けた対応の仕方というのが、これは非常に大きな課題だというふうに私自身も認識をしております。これは、今年は別ですけれども来年度の3月末で退職者、それからその2年後もまた多くの退職者を抱えているというようなことで、仮に5人退職して5人職員を採用したとしても、業務の処理能力で言えば、これは全

く大きく違ってまいります。でも5人退職して5人を採用する状況には、これはまたないというようなことであります。これは定員管理計画にちょっと由来するところがりまして、平成36年度の定員管理計画の数字87名がそのままの状況でいけるのかどうかというのは私ども非常にクエッションがつくということで、そこまで職員減って業務が可能かどうかという、こういう問題等もありますけれども、ただ当面としてこの大量退職に向けた対応をどうするかということでは、やはり23年度、この段階で一定のいろんな考え方を整理した上で、そういう対応を図っていかなきゃならないだろう、もうそうしなかったらなかなか機能していかない可能性もやっぱり多分にあるし、そういう懸念も感じられるところがございますから、そういう意味も含めてこの23年度が、そういう対策を含めたことをしなければならぬというふうに思っております。これは逆に言えば、23年度中にまた議会の皆さん方のほうもそういう部分での対応について、こちらのほうから提供をさせていただく場面も出てくるかというぐあいにも思いますけれども、そういうところについてはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今職員の関係については、時間外絡めて山内議員おっしゃるように非常に時間外が増えて、健康上の問題も出てくるかというふうに考えています。特に課長からも話がありましたように、途中で退職者が出たりというようなこともあって人数が減って、その分残りの人たちに仕事が増えてくるということもあったのは承知しているところです。したがって、4月以降の人事の配置につきましては、その辺は十分組み入れた、頭に入れてやっていきたいなというふうに思いますし、特にあそこは体力のいる職場なものですから、そんなことも含めて検討させていただきたいというふうに思っているところです。

それから、ニュージーランドの件については、御承知のようにこれまではタニアさんから協力を得てずっと続けてきたわけですがけれども、やはり本人もなかなか引き続いてやっていくのは難しいというお話もあって、2年ほど前から旅行代理店を活用して、すべてそれに基づいて進めているという内容でございますので、なかなかその

場所がもし行っている場所が、被害を受けたところということになれば、いろんな考えも及ぶかと思えますけれども、そういう代理店のほうでセットしていただいて、なおかつ北島のオークランドを中心に行っているところで、全く被害がないという状況なものですから、支援等については、今のところ考えていない状態でございます。

町政方針の中にとということもありましたけれども、ちょうどこの町政方針、村田議員さんのほうからも議案と一緒に配付することできないかという以前のお話もありましたので、早目早目につくってきたということもあって、ちょっとタイムラグがあって、そこまで触れることができませんでしたので、今回の答弁でご了解いただければというふうに思います。

なお、先ほど減額した部分が7名予算が6名ということで、1名減って70万ぐらいのお金が減りました。実は、今年の新年度の予算の中では、高校生をさらに1名減らす予定をしています。これは、校長先生ともお話をさせていただいているのですが、今まで5名の子どもが行っていましたが、これを4名、そして先生が1名ついて行くということで、合わせて5名ということになります。ここで、浮いた部分というのは将来台湾との交流に中学生を派遣していきたい、そういう財源に充てていきたいというふうに考えておまして、今また交流が二水郷と復活すれば、中学生を中心とした交流事業を組み立てていきたいなというふうに考えているところですので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 職員の今後大量退職が出てくると。23年度5名新規採用を見込んでいるようでございますけども、事務事業がそんなに変わらない、むしろ多くなると。これは人口が減っても仕事はそんなに減るものではないと。そうした中で、新規採用もいいのですけれども、来年、再来年と退職の職員をこの今忙しい時期だとか、事務のなるべく職員の健康を管理しながら職員の管理を定員管理含めてやっていくべきでないかと、そういうふうに思うものですから、どういうふうに考えているかわかりませんが、そういう対応も今後やっていくべきでないかと。今回予算には全然そういうものはうたっておりませんが、町長にそのあたりの長期的な考え方について、もしあればお伺いしたい。

それから、ニュージーランドは、町としてお世話になってきたニュージーランドに対してお見舞いとか、そういうメッセージを送ったのか、今後どういうふうに対応するのか考えがあればお伺いをしたいと思います。再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 職員の退職関係でお話を申し上げたいと思います。先ほど言いました23年度中に一定の方針を定めていくというようなことについての中身には、これはやっぱり当然考え方含めてございます。町には条例上再任用の規定はございますけれども、再任用は条例上あっても規則等は含めて運用条項が基本的にないという問題がございます。その再任用の関係を、これは使用者としてそれをきちっと使っていくというのも当然な中身ではあるのですが、それをイコールなかなか今うちの状態には当てはめていくということは非常に困難なのかなというぐあいには思っております。ただ、それ以外で再雇用といいますか、そういうノウハウを持ったやっぱり職員の皆さん方をできれば、それは本人の希望だとかさまざまな条件があろうかというぐあいに思いますけれども、そういう方のノウハウを忙しい業務を含めたところに特任で充てていくですとか、それにあわせて職員の何ていうのでしょうか、育てていくだとか、やっぱり自分の持っているノウハウを行政に継続していただけるような、そういうような意味合いを持って対応できないかどうかも含めて、今町長のほうとも含めて検討をしているところでございますので、改めてまたご相談はできる時期になればお願いを申し上げたいというぐあいに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今職員の関係については、将来も含めて副町長が言ったとおりでございますけれども、今回4月に5名ということで、保健師さんもまたやめるということですので、保健師さんの採用も含めて6名になるわけですが、その次の年、来年の3月にまた大量に退職者が出るということもあって、少しやや多目に採用してございます。ただ、それで十分かというはまだ十分ではないというふうに思いますし、経験のある人が一挙にいなくなって、すぐ1年前に採用したからといって追いつくような状態にはならないかというふうに思いますけれども、かと言って前々からたくさん採るといってもいわず、できる範囲の中で今対応してきているという

ことで、そういう様子も見ながら、必ずしも新規採用ということに限らず、中途採用者、そういう方も、民間経験者含めて考えながら構成を上手につくっていききたいなどというふうに考えているところです。

それから、ニュージーランドのメッセージについては、町としては出しておりません。出すところがもしあるとすれば、お世話になったオークランドの高校といいますか学校になるのかなというふうに思いますけれども、行かれた生徒さんが個別にメールとか何とかというのは戻って来てからもやっているようですので、出されたかどうかはちょっと確認しておりませんが、もし教育委員会のほうで承知していることがあればこの後でもお伝えしていただければというふうに思いますけれども、町そのものとして、いわゆる元気ですかとか、大丈夫ですかというようなことは発信しておりませんので、ご了解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時 24分

再開 午後 3時 40分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

議案第 14 号を議題とします。

2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） 4 点ほど質問したいと思います。

特に、当初予算とギャップの多い部分だけに絞って質問をさせていただきます。

まず 17 ページ、町民入浴優待券、これ約 50%の率ですけれども、そのことはちょっとほかへ置きまして、町民利用する場合、町民が原則だというふうには思うのですが、町外から来て利用を名前の書き方は、いろいろあるのだろうと思うのですが、町外からも町民、子どもやなんかで、町外へ出て遊びに来たときに利用しているというふうな話も聞いて、町民の中に不公平感というか不満というか、そういう

ふうな話がいろいろあるものですから、堅くいく方法もありますし、弾力的にいく方法もあると思うのですけれども、この辺原則は町民だというふうに思うのですけれども、この辺の利用の仕方というか、どういうふうな形で利用するのが一番町の予算にかなっているのかどうか、その辺のことについてまず伺いたいというふうに思います。真面目人間だけがちょっと損をするようなことも、どうかなというふうに思うのですけれども。

それと 23 ページ、ひとり親家庭等医療費、当初予算と比較すると執行率 46%程度だというふうに思うのですけれども、約半分以上もなぜ残るような結果になったのか、中身も含めて伺いたいというふうに思います。

あと、最後になりますけれども 31 ページ、森林 J-V E R 認定調査業務、これ歳入落ちたことについては説明でわかりましたけども、9月の補正で 600 万が約 57%の執行ということで、この主な要因と調査ということですので、成果品がどんなようなものなのか、新しいメニューですので、間伐CO<sub>2</sub>絡みだというふうには思っているのですけれども、この点について要点だけで結構でございますので、説明をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 17 ページの負担金補助及び交付金の交付金の町民入浴優待の部分でございます。谷川議員ご指摘のとおり当初予算よりも最終的な見込みで行いまして、半分という形で今回減額補正をさせていただいたところでございます。想定をいたしましたのは、全住民の方が5回使うだろうということで、使用率を約6割程度に見たわけでございますが、実際のところは交付されたのが6割で、その中でも利用が今のところ40%ぐらいなのかなというふうにもちょっと想定できた数字でございます。そんなこともございまして、この時点では一応半分ほどに減額させていただいたというのが実情でございます。利用の形態でございますが、既に御存じのように5枚で切り離していかれるのですけれども、その裏側を見ていただきますと住所、氏名等が記載するようなことになってございます。私どものほうとしては、町民入浴優待という形で交付しているものでございますので、それを使われるのは町民であるという前提で理解をしております、そのところには氏名等につきましても裏

側に書いている部分がありますので、それをすべて回収させていただいておりますので、その部分ではそのような記載になっているというふうに思っております。ただ、今谷川議員のおっしゃられているようなことも実際はないのかどうかということになりますと、そこは現時点で断言できるちょっとものはないのかもしれませんが、ただ私どものほうとしては町民の方が、いわゆるそういった券を利用して数多く利用していただきたいという心境は変わりませんので、そういう状況を正直申し上げまして、考えまして、ちょっと表現があれですけれども、一応町民入浴優待券の交付ということは町のほうでやっておりますので、その後の使い方というものは町民の方なわけで、逆に言えば、ざっくり申し上げまして平成 23 年度の交付券につきましては、裏に住所、氏名を記載するような項目は実を言うと設けておりません。つまり、町民に対して交付しますということで交付をしておりますが、その券につきましては、町民であるという前提で入浴した際に今後は出していただくというふうに考えております。それとあわせて、所管の委員会でも次年度以降の予算等になりますけれども、なるべくこの利用を促進したいという意味合いから、回数券の優待割引といたしましうか、そういった制度もあわせて考えておりまして、この町民の利用といたったものが、当初目的としておりますいわゆる町民全体の約 5 倍といたしましうか、そういった利用を何とか通常の温泉施設であればあるよというあたりまで、こういった優待制度を使いながら広めていきたいというふうに考えておりますので、これも平成 22 年出発いたしまして、いろいろやってみて、いろいろと出てくることのでございますので、またまたいろいろと工夫をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） 23 ページのひとり親家庭等医療給付事業の 233 万 4,000 円の減額補正をお願いする件ですが、当初予算におきましては、435 万 6,000 円の予算計上を行っております。対象者が母子及び父子で、18 歳に達する日までのお子さんに対しての医療給付でございますが、当初予算におきましては 106 人の対象者を算定をいたしまして、435 万 6,000 円の予算計上を行ったところです。ただ、現在の医療費の支出状況といたしましては、平成 22 年度の支出をすべき予算 202 万 2,000 円ぐ

らいの実行というそんなような形で、予算のほうが少しちょっと過大見積りの部分もあったというふうにも考えております。今までの実績で申しますと、平成 20 年では 243 万 1,000 円、21 年では 221 万 1,000 円とひとり親家庭等医療給付の中では、平成 22 年度から乳幼児等医療の中で中学生等まで一部拡大をしたという、そういった部分もありましたが、この分についてはそんなにも影響がなかったということもありまして、今回 233 万 4,000 円の減額ということになりました。22 年度で少しちょっと予算が多かったということもありまして、次年度の 23 年度以降につきましては、今までの給付実績等を見ながら、予算計上していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） ただいまご質問のありました森林 J－V E R 事業経費の減額補正についてお答えをしたいと思います。

この事業につきましては、9 月議会に議員おっしゃられましたとおり補正をお願いをしたものでございます。その折、事業の内訳といたしまして委託料ということで 600 万組ませていただきまして、その内訳といたしまして計画の作成、それと妥当性の確認等に 100 万、それと町有林のモニタリング調査に 400 万、そしてその調査の検証、受検の業務について 100 万ということで計 600 万組ませていただきました。それに対応します歳入といたしまして国からの補助金ということで、それぞれ今申しました三つの業務について 100 万ずつということでご説明を申し上げたところでありますけれども、この事業の当初の打ち合わせ等、国から委託を受けておりますコンサル会社と打ち合わせをさせていただいて、この事業を進めさせていただいておりましたけれども、当初この歳入につきましても、国からの補助金については町のほうに入ってくるものですよというような形で説明を受けたということで我々は理解をいたしまして、予算計上させていただいたところですが、実際に事業をスタートいたしまして、細部検討といいますか中身を詰めていったところ、それぞれこの 100 万ずつ三つの業務につきましても、町のほうの会計を通らないということが判明をいたしました。それで、それと当時にそれぞれプロジェクトの計画の部分、計画業務、これについて 100 万円歳出のほうで組ませていただきましたけれども、この業務についてもコンサルのほうで

直接発注しますということで、町のほうの予算は通りませんよということがわかりました。それと、モニタリング調査ですけども、これは400万組んだわけですけども、これのうち測量業務については町のほうの負担でお願いをしますと。その測量した町有林のエリアの中で、標準値を設定いたしまして、プロット調査というのですけれども、そのプロット調査をする業務については、町の会計は通らないでコンサルのほうで直接発注しますと。そして、最後のその調査に基づいた検証の受検にかかわる業務、これについても町の予算は通りません。コンサルのほうで直接発注しますと。そういうようなことが判明をいたしました。それで、まずプロジェクトの計画、作成、それから妥当性確認、最初の100万ですけども、これについてはわかった段階で12月の議会で減額をさせていただいております。残りモニタリング調査の400万、そして調査、検証の部分の100万について今回補正で減額をさせていただくものであります。モニタリング調査については、現在、もう既に測量については終了いたしております。恩根、木樋、上里の町有林を主にいたしまして、計画の面積では154.14ヘクタールを測量予定をしておりましたけれども、実測で今出てきた段階で139.19ヘクタールの測量を終了をいたしております。これについて、それぞれの林班の中で標準地を設定をいたしまして、プロット調査も今回コンサルの発注によって行っておりまして、これによって町のほうで発行できるオフセットクレジットの量が現在試算をされているところでありまして。これについては、3月の中旬以降に大体わかってくるのではないかとというふうに、当初は説明を受けておりますけれども、今現在見通し等について連絡を受けているものではございません。そういうことから、先ほどいいました町のほうで発注いたしました測量の部分について、当初の積算で400万ということでやりましたけれども、そのうち100万については、そのプロット調査のほうで直接コンサルが発注する分ということで100万減額、そして残りの200万のうち測量調査について141万円で契約をさせていただいておりますので残りの額と、あとプロット調査を行うときに、樹高測定器といってデジタルの樹高を測る機械をどうしても使用しなければいけないということがありまして、それを町のほうで用意しなければいけないということがありまして、この300万のうちから20万円、備品購入費のほうに流用させていただいて機械を購入しておりますので、その分と合わせて今回の測量業務の

執行残 79 万 5,000 円ございますけれども、それと合わせまして今回減額をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） 町民入浴優待券の関係については、アウトラインわかりましたので、弾力運用もあるのかなということで理解をしておきます。

それと、ひとり親家庭の関係についても、課題もあったかなというふうな答えですので、福祉のちょっと関連予算、平均ちょっと多目多目の予算かなというふうな感じをしますので、多分新年度はよく精査をされているのではないかなということで、そういう理解でこの辺については質問を終わります。

それと、森林 J-VER の関係ですけども、中身についてはわかりましたけども、単純に言うとも伐で CO<sub>2</sub> の削減だとかいろいろあると思うんですけども、直接言って、公用というか例えば間伐の測量費に充てたりだとか、この金がどういうふうな形で生かされたのか、そこだけちょっと聞きたいということでお願いします。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） 今のお話ですけども、これは直接町有林の施業に今生かされているわけではございません。あくまでも J-VER の事業を申請をするための書類を作成するための調査ということで使わせていただいたものでございます。

（「わかりました」など何事か言う声あり）

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 議案第 14 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 15 号 平成 22 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 15 号 平成 22 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように歳出では、給付実績に伴う保険給付費の減及びレセプト電子化に伴う各負担金の増減が主なものであり、歳入では、負担金精査等に伴う国庫支出金及び前期高齢者交付金の減並びに給与費等の補正及び財源補填による繰入金の減を主な内容とするものであります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,037 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 5,544 万 7,000 円とするものであります。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 6 ページ、7 ページをごらんください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、給与費で時間外の増による 10 万円の追加補正であります。同じく、総務一般事務経費で、負担金分として北海道自治体情報システム協議会に対するレセプト電子化に伴うシステム改修費で、額の確定に伴い 63 万円の減額補正であります。目 2 連合会負担金につきましては、連合会負担金としまして、レセプト電子化に伴う国保連に対する負担金の額の確定に伴い 15 万 3,000 円の増額補正であります。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費につきましては、今後の支出見込みから 2,000 万円の減額補正であります。

款 9、項 1、目 1、基金積立金につきましては、繰越分の積立金の修正として 1,000

円の減額補正であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので4ページ、5ページをお開きください。  
款2 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金につきましては、特別調整交付金システム最適化分でシステム改修に伴う負担金の確定により47万7,000円の減額補正であります。同じく、目4 その他の国庫補助金につきましては、高齢者医療円滑運営事業分で前期高齢者一部負担金の負担増凍結措置の延長に伴う受給者証再交付経費助成として7万6,000円の追加補正であります。

款4、項1、目1 前期高齢者交付金につきましては、現年分といたしまして額の確定により1,561万7,000円の減額補正であります。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、その他一般会計繰入金で準備費繰入分に対する円滑運営事業の補助金充当で7万6,000円の減額、人件費で10万円の増額で、合わせて2万4,000円の増額補正であります。項2 基金繰入金、目1 国庫基金繰入金につきましては、国民健康保険基金繰入金で、一般療養給付費の減額による財源徴収に伴う438万3,000円の減額補正であります。

款9、項1 繰越金、目2 その他繰越金につきましては、前年度繰越金で決算余剰金の繰越分の修正に伴う1,000円の減額補正であります。

それでは、第1条第2項に戻っていただきまして第1表におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

(何事か言う声あり)

○議長（鹿中順一君） 再度採決します。

議案第 15 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 16 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 16 号 平成 22 年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案 16 号 平成 22 年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように、歳出では、請求実績に伴う医療諸費の減額によるものであり、歳入では医療諸費減額に伴う繰入金  
の減額によるものであります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 91 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 万 1,000 円とするものであります。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 6 ページ、7 ページをごらんください。款 1、項 1 医療諸費、目 1 医療給付費から目 4 審査支払手数料につきましては、いずれも請求実績に伴うもので、目 1 医療給付費においては 54 万 1,000 円、目 2 医療費支給費においては 8 万円、目 3 高額医療費においては 28 万円、目 4 審査支払手

数料においては9,000円、いずれも減額補正であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので4ページ、5ページをお開きください。  
款4繰入金、項1、目1一般会計繰入金につきましては、医療給付費請求実績精査に伴い91万円の減額補正であります。

それでは、第1条第2項に戻っていただきまして第1表におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案17号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、議案第17号 平成22年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第17号 平成22年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように、歳出では後期高齢者保険料の増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものであり、歳入では被保険者の増等に伴う後期高齢者保険料の増によるものであります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,720万5,000円とするものであります。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをごらんください。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料の増に伴う108万2,000円の増額補正であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので4ページ、5ページをお開きください。款1、項1後期高齢者医療保険料、目2普通徴収保険料につきましては、被保険者の増及び所得の修正などに伴い108万2,000円の増額補正であります。

それでは、第1条第2項に戻っていただきまして、第1表におきましては、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 108万のことにつきまして、歳入歳出あわせてお伺いをしたいと思います。

今回、108万2,000円増額しておりますけれども、12月に450万3,000円ほど保険料について減額しておりますけれども、この3月で108万2,000円増額になっておりますが、国保と同じようにこの保険料については12月に減額してまた補正を今回増額していると、このことについて、どういうことなのか具体的にちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ご指摘のとおり12月に450万ほど減額補正をしておりますけれども、その部分につきましては4月当初から11月までの間の異動に伴いまして当初の見込みより落ちるということで、それを減額させていただきました。今回につきましては、この間11月までですので、この間の異動の部分と、それからもう一

つ所得の修正の関係がちょっと大口のがありまして、それで当初想定していなかった金額が出てきたものですから、今回このような形で補正をさせていただいたという内容になっています。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 議案第 17 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 18 号 平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 18 号 平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由でもご説明いたしましたように歳出では介護認定事務経費の増額及び給付実績に伴う保険給付費の補正が主なものであり、歳入では事業実績に伴う保険給付費及び地域支援事業費に係る国庫支出金等の補正並びに財源補填等による繰入金の補正であります。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 万 9,000 円を

減額し、予算の総額を4億4,623万円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをごらんください。総務費、介護認定審査会費、介護認定審査委員会費の介護認定事務経費は、新規介護認定者増に伴い、介護認定医師意見書手数料として3万2,000円の追加であります。次の保険給付費、介護サービス等諸費は、当初見込みより訪問介護、通所介護、短期入所などの居宅サービスの増があり、居宅サービス等給付費として500万円の追加、また施設介護サービスで入院等のため施設介護サービス給付費として500万円の減額補正をお願いするものです。

次の地域支援事業費、包括的支援任意事業費、任意事業費は、介護給付費適正化事業で、介護給付費通知を予定していましたが、委託をする国保連合会の事務手続きに相当数の期間を要することになり、本年度からの実施が困難となり計上した経費の減額をお願いするものです。

続きまして、歳入にお戻りいただきたいと思います。4ページ、5ページをごらんください。国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金は、保険給付費実績に伴い25万円の追加、道費負担金で25万円の減額となります。国庫補助金及び道補助金は地域支援事業の精査に伴い国庫補助金で3万3,000円、道補助金で1万7,000円の減額をお願いするものです。繰入金、一般会計繰入金については、地域支援事業の精査に伴い1万6,000円の減額及び介護認定事務経費増に伴い事務費繰入金として3万2,000円の増額となります。基金繰入金については、保険給付費の精査に伴い介護給付費準備基金繰入金から1万5,000円を減額補正するものです。

では、第1表に戻っていただきまして、ただいま歳入歳出で説明いたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理し、第1条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第19号

○議長(鹿中順一君) 日程第21、議案第19号 平成22年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹(清野敏幸君) ただいま上程となりました議案第19号 平成22年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)につきまして内容のご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたとおり、歳出では備品購入費の追加と経常経費の精査を行うものであり、歳入では繰入金を追加し、補正予算を編成したものでございます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,286万5,000円とするものであります。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開きください。款1施設管理費、目1特養施設費におきまして、特養施設運営費は、職員の長期入院等による代替臨時職員賃金の増額補正及び入所者の稼働率の増並びに食材単価アップによる増額補正で160万9,000円の追加をお願いするものでございます。特養施設管理経費で、ペレット燃料の当初予算単価及び使用料の減に伴い170万9,000円の減額をするものでございます。短期入所事業経費で、利用者の若干の増により10万円の追加をお願いするものでございます。続きまして、目2デイサービス費におき

まして、デイサービス運営経費は、食材単価アップによる増と施設器具等の購入費の増で7万6,000円を追加するものでございます。デイサービス管理経費でございますが8ページ、9ページをお開きください。燃料費でございますが、先ほどの特養の燃料の減額と同様の理由により、ペレット燃料の減額補正。委託料でございますが、除排雪業務は今後の見込みの増額補正で6万9,000円をお願いするものでございます。

続きまして、款2介護支援事業費、目1介護支援事業費におきまして、給与費で4,000円の追加、居宅介護支援事業経費で4,000円の減額をするものでございます。

それでは、歳入にお戻りいただきまして4ページ、5ページをお開きください。款2繰入金、目1一般会計繰入金におきまして、デイサービス事業繰入金として2万円の追加をするものでございます。

最初の条文にお戻りいただきまして、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま申し上げましたものを款項区分ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 7ページ、歳出のことについてお伺いをしたいと思います。

今説明で特養、それから短期入所、デイサービスの食材費をそれぞれ補正をしております。今説明があったのですが、利用者の増とか単価アップというふうになんと説明があったわけでございます。特養については、診療報酬を含めて1人1日800円という単価が決められております。デイサービスについては400円というふうになっておりますけれども、当初の見込みとこの関連と食材費のアップというふうの説明があったのですけれども、それは何の食材の分が上がったのか具体的にお伺いをしたいと思います。あわせて、特養の需用費の中で170万9,000円ほど燃料費減額しておりますけれども、昨今石油製品については高騰している中で170万9,000円減額しているのですけれども、当初予算での説明ではペレット208トンあわせてこの暖房用に当初予算計上しております。どこが減額になったのか、それあたりこの暖房の当初より減った要因についてあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 特養園長。

○特養園長（鈴木悦郎君） 食材の40万の補正でありますけども、当初予算は稼働率93%で積算しております。昨年の4月、平成22年の4月から12月までの9か月間特養の稼働率を見ますと、94.5%という形で1.5%増となっております。これで、3月までこの94.5%の稼働率になるということになれば24万、25万ぐらいの食材の不足が生じます。それと、冬期間の生鮮食品の値上がりも考えられますので、そういう部分で40万円を補正をお願いするものです。

それと、値上がりという部分で細かくというふうな部分でございましたけれども、調味料等については、大きな値上がりはなかったかというふうに思いますけども、夏場から秋にかけて野菜等生鮮食品関係につきましては、例えばキャベツが何ぼ、これが何ぼという大きい目に見えない部分で、全体的に上がってきているという部分が見られるということで載せております。それと、ショート利用につきましては、4月から12月まで1,044人の利用ですけども、残りの3か月、前年度と比較しますと360人から見込まれると。そうすると、1,400人ちょっとの利用見込みになりますので、100人ちょっと、1日800円の先ほど山内議員が言われましたように800円の食材を単価で見ているので8万何がし、増えてまた足りなくなっても困りますので10万円の補正をお願いしたところでございます。それと、デイサービスにつきましても、通所者の食材につきましては、人数がふえたばかりじゃなくて、先ほど言いましたように食材が全体的に少し上がってきているという部分で、その不足分で5万6,000円お願いするものでございます。

それと燃料費のペレットの関係でございまして、当初予算で208トンの特養の部分でございまして、予算をしております。そのときの単価が55円で積算しておりますけども、昨年の4月から53円と2円減額になっております。その部分で当初の部分から見れば・・・53円に下がっている部分と当初208トンという部分で計画しておりましたけども、昨年の夏場、猛暑という部分もございまして、これも初めての部分で、量という部分で208トン計画しておりましたけども、昨年の11月までの利用を見ますと約52.4トンぐらいが当初予算より減っているという形で減額になっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番(山内 彬君) この単価については、93%から94.5%に上がって24、25万ぐらいアップになったと。そのほかについては、食材費がアップしたと。特に野菜の高騰がそういうように反映されたと、そういうようにお伺いしたところです。この特養の診療報酬含めて、やはり単価枠内で食材含めて1人当たりの単価について実施する場合に、ある程度これを守りながらやっていくべきでないかなと、そういうふうに基本的に考えておりますけれども、野菜については去年の気候含めて単価アップになったのかわかりませんが、そういうことについて今後あり得るかもしれませんけれども、もう一度この基本的な考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 特養園長。

○特養園長(鈴木悦郎君) 確かに1日1食800円という形で積算しておりますけれども、そういう部分で守りながらといいますか基準に食事を提供していきたいというふうに思いますけれども、これから生鮮食品関係で、冷凍食品も中には使っておりますけれども、そういう部分で上がるということもありますので、その辺いろいろ加味しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

明日は、午前10時から再開します。

ご苦労さまでした。

（午後4時26分）